

合衆国国務省

アフガニスタン

2006 年国別人権報告書

民主主義・人権・労働局発表

2007 年 3 月 6 日

アフガニスタンはイスラム教を奉じる共和国で、人口はおよそ 3,000 万人である。2004 年 10 月、2004 年 1 月の憲法に基づく同国初の大統領選挙で、Hamid Karzai が大統領に選ばれた。2005 年 9 月には、20 年以上ぶりに国会議員選挙が実施された。大統領選挙も議会選挙も、自由で公正な選挙としての国際基準を十分に満たすものではなかったが、国民は、議会選挙は信頼のおけるものであり、大統領選は容認可能であると判断した。

人命にかかわる反乱、弱体な中央政府機関、25 年間にわたる戦争からの復興が続いていることなどから、アフガニスタンの人権記録は引き続いて貧弱であった。文民当局は一般に治安部隊に対する有効な統制を維持したが、治安部隊の分子が政府当局とは独立して行動した例があった。

タリバンと反政府分子が脅迫、略奪、暴行、地元民や政府職員、外国人、非政府組織(NGO)の職員に対する殺害を行うという状況は相変わらずであった。政府は諸州の中心地に対する威信を拡大したが、いくつかの地域は、反政府運動を奉じる地域の司令官やタリバンの支配下にとどまった。年度中には自爆テロや道端に仕掛けられた爆弾、銃による暗殺を含めたテロ活動の結果、1,400 人を上回る民間人が死亡した。依然として、治安部隊や派閥勢力が司法外処刑や拷問を行った例があった。人権問題には、司法外処刑、拷問、刑務所の劣悪な状況、官吏の刑事免責、長期の公判前拘留、地域司令官による職権乱用、報道、宗教、移動、結社の自由に対する制限、女性、改宗者、およびマイノリティに対する暴力と社会的差別、人身売買、労働者の権利に対する侵害、児童労働などがあった。

政府は軍事力と警察力の発展と職業化を続けた。内外のモニターによる警察の監視の強化は、職権乱用を防ぐのに役立った。人権訓練はほとんどの警察で、通例として行われる訓

練教育の一部となった。人権侵害が幅広く報告されたことが、侵害者の逮捕と起訴の増加につながった。政府は引き続いて、人権基準の引き上げを目指してかなりの進歩を見せ、汚職官吏を更迭するための措置を取った。懸念されるいくつかの分野では、政府からの言質があったにもかかわらず、資源不足により、基準を引き上げることのできる力が制限された。

人権尊重

セクション 1 下記からの自由を含めた人の品位の尊重

a. 恣意的、または非合法的な生命の剥奪

政府またはその工作人員により、政治的な動機をもつ殺人、または司法外での処刑が行われたという報告があった。

アフガニスタン独立人権委員会（AIHRC）によれば、2月に Pol-e-Charkhi 刑務所の受刑者が5日間にわたって暴動を起こしたため、受刑者6名が死亡し、44名が負傷したという。これはアフガニスタンの治安部隊の側が過剰に力を行使したためであるという報告が多かった。この暴動に関しては、公式の調査は行われなかった。

9月には、Ghazni 州で拘留中の死亡事件が起き、年末時点でまだ調査が進行中であった。

2005年11月、Kabulの警察署長（Police Chief General）の Abdul Jamil Junbesh が Hussain という名の民間人に拷問を加えて死亡させたという申し立てがあった。同年12月には警察が Kabul の警察署で被拘留者を殴打して死亡させた。いずれの事例も、公式の調査に効果がなく、正式の告発が行われなかったというのが人権活動家による事件の位置付けであった。ただし6月に、大統領は Junbesh を免職にした。

有効かつ訓練の行き届いた警官隊の不足や、貧弱なインフラと通信、社会の不安定と不安感が、非合法的な殺人や爆破事件、民間人の死亡事件などに対する調査を阻んだ。関係した人数に関しても、信頼のおける推定は出ていない。

恣意的な逮捕、未確認ではあるが拷問や違法拘留が行われたという報告を含めて、国の治安機関の代表者が犯した深刻な人権違反についての苦情が無数にあった。

地方の司令官が私設の監獄を運営し、拘留中の者を虐待し、場合によって死に至らしめたという申し立てがあった（セクション 1.c.を参照）。

ファラー州で山賊と申し立てられた者 4 名に対して 2004 年に行われた絞首刑、同年にヘラト州で行われた被拘留者 4 名に対する殺人や、同年にシンダンドの市場で発見された 17 名の遺体についての調査については、新たな情報はなかった。

預言者モハメッドについての風刺漫画に抗議するデモで暴力が発生した 2 月、警察はカブールで 4 名、メイマナで 1 名の抗議者を死亡させた。

タリバン、アルカイダやヒズベ・イスラミ・グルブディンを含むテロリストと反乱者の関係する暴力の増大によって、殺された民間人の数が前年度を上回った。暴力の内容には、民間人を死に至らしめる自爆テロを含めて、ますます件数の増加するテロ攻撃が含まれていた（セクション 1.g.を参照）。年度中には、政府の治安部隊、国際機関、国際的な援助労働者や現地での援助労働者、外国企業や外国人に対する攻撃が増え、一部の団体が国内の該当地域から移転することを促した。

年度の大部分について、反乱者は復興努力を阻止し、国内から国際援助関係者を追い出すための手段として、NGO よりも地方復興支援チーム（PRT）と建設班を標的にしていたようであった。ただし年末にかけて、反乱者が NGO を直接的に脅し、攻撃していることの証拠が増えた。

スパイ行為からカルザイ政権支持にまで至る「犯罪」を申し立てるタリバンにより、十指にあまるアフガニスタン人や外国人が首をはねられた（セクション 1.g.を参照）。タリバンは一部の地域で「裁判」を開き、勝手に判決を下すことも始め、8 月にはヘルマンド州で起きたある殺人事件に関わったと申し立てられた男性を公開処刑した（セクション 1.g.および 4 を参照）。

政府高官は年度中、引き続いて反乱者の攻撃の対象となり、数々の事件で 10 名以上が命を落とした（セクション 1.g.を参照）。

教育省（MOE）は、年度中に合計で 54 名の教師、学生、その他の学校職員が殺害されたと報告した（セクション 1.g.および 5、児童を参照）。

宗教指導者も、継続的な脅迫や暴力に直面した。年度中にタリバンは 20 名を上回る聖職者を殺害したが、その中にはカンダハル州だけでも 10 名以上の聖職者が含まれていた。モスク周辺では自爆テロが起きた。9 月に自爆犯がカンダハルにあるモスクの外で爆破を起こしたのがその例である。2005 年の 10 月と 11 月には政府を支持するイスラム学者 5 名が、タリバンとアルカイダに反対する演説を行ったために殺害された（セクション 2.c.を参照）。

社会的暴力も引き続いて問題であり、年度中に 50 件を上回る「名誉殺人」事件が記録された。12 月に報道機関は、クナル州の村人たちが密通のかどで少年と少女を殺害したことを報じた。

b. 失踪

拉致と失踪が年度中も続いた。タリバン、同盟した民兵、その他正体不明の襲撃者が政治的、犯罪的な利得のために NGO やその他の開発労働者を誘拐し続けた（セクション 1.g.を参照）。

イタリア人ジャーナリストのガブリエレ・トルセッロが 10 月 12 日に誘拐され、11 月 3 日に解放された。ジャーナリストであるために誘拐の標的とされたのか否かは判明していない。ジャーナリスト保護委員会（CPJ）によれば、誘拐犯は当初、トルセッロの解放と引き換えにアブドゥル・ラーマンのイタリアからの返還を要求したという。

国連難民高等弁務官（UNHCR）報告書によれば、男性による性的搾取のために少年が拉致された事例も数件記録されたという。

2005 年 4 月には、タリバンのメンバーがイギリス人の建設業者を拉致して殺害した。

2004 年に起こったある NGO のドライバーの拉致や、1998 年から 2001 年にかけての、タリバンによる数多くの成人女性や少女の拉致については新しい情報はなく、新情報の期待もなかった。

c. 拷問その他の残酷で非人間的、または人の品位を貶めるような処遇または処罰
法律はこうした慣行を禁止しているが、虐待の報告があった。人権諸団体が、ヘラト、ヘルマンド、バダクシャンの諸州、その他の地方の地元当局が依然として日常的に被拘留者を拷問し、虐待したと報告したのがその例である。拷問と虐待の内容は手や足の爪を剥がすこと、熱い油でやけどをさせること、殴打、性的辱め、男色などである。

反乱による暴力と社会不安が国内の様々な地域における救済努力と復興努力を阻み、数え切れないほどの人権侵害につながった。NGO は、治安部隊がタリバンやアルカイダの残党との戦いで、民間人に対する略奪、殴打や拷問を含めて過剰な力を行使し続けたと報告した。

ファリアブ州では、地方司令官による虐待の報告が続いた。カタ・カラの村民は、地方司令官が金銭を強要するために 15 日間にわたって村人を投獄し、拷問したと報告した。殴打された者もあれば、何時間にもわたって暗い部屋に監禁された者もあった。被害者は、協力しなければ殺すという脅しも繰り返して受けた。

バルク州では、地方司令官が私設の監獄を運営して金銭を強要していると住民が申し立てた。虐待の内容は一般に殴打で、結果的に死亡事件が起きる場合があった。

6 月にバルク州で正体不明の襲撃者が国会議員のファイズラー・ザキ (Faizullah Zaki) をなぐった。この襲撃には政治的な動機があるという申し立てが多くあったが、年末時点においてこの襲撃についての調査は行われていなかった。

秋に Galouch 村の住民たちは、地方司令官を捜索中のアフガニスタン国家警察 (ANP) と

アフガニスタン国軍（ANA）の兵士たちが村の家々に押し入り、口汚くののしって住民から私物を盗んだと申し立てた（セクション 1.f.を参照）。

治安部隊が恣意的に民間人を拘留して残酷で非人間的、かつ人の品位を貶める行為を行ったという 2005 年 9 月のヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）の報告は、拘留された民間人の家族と解放された被拘留者自身の報告に基づいたものであったが、この報告に続いて、何の公式の調査も行われなかった。

地方当局による 4 ヶ月間の拘留の間にアブドゥル・ラーマンが拷問を受けたという 2005 年の申し立てには、その後進展はなかった（セクション 2.c.を参照）。ある司令官と元州知事が一団の教師を激しく殴打し、私設監獄に拘留したという 2005 年の国連の報告書についても、何の進展もなかった。

政府は 8 月に、宗教問題省（MRA）の中に悪徳防止・美德推進局を設けることを検討していると発表した。タリバンのもとでは、女性をきわめて過酷に処遇することで有名だった同じ名称の機関は、大いに恐れられていた組織であった。悪徳・美德局の創設の提案には大統領命令が必要とされようが、この案は、年末時点においてはまだ大統領府にとどまっていたままであった。

コスト州では、ラマダンの期間中に地元の悪徳・美德委員会が設立された（セクション 1.d.を参照）。

政府による拘留中に強姦や性的虐待を受けたという申し立てが続いたが、調査は行われても起訴には至らなかった。AIHRC は、2005 年に 1 人の女性が、警察によって複数の男性に提供されるという性的搾取を受けた後で医学的治療を受けたと報告した。別の事件では、ある若い男性受刑者 1 名が他の受刑者と警官 2 名によって強姦された。

国連の報告書によれば、地元には拘置施設がない場合には犯罪で起訴された女性が時には村長の家で「私的に拘留」され、受刑者として扱われ、その家の家族のために労働することを強制された場合があったという。これらの女性は時として、法律の手の届かないところ

で奴隷のような状況に追い込まれ、性的、肉体的な虐待の対象となったと報じられている（セクション 5、人身売買を参照）。

AIHRC のある報告書によれば、拘置所にいる児童は性的搾取にさらされている。AIHRC によれば、ポリチャルキー刑務所の暴動の際に、刑務所の女性棟で働いていた刑務官がある女性囚を強姦したという。

よく知られている司令官数名が、若い男性に対する搾取に関与していたと噂されたが、文化的な感受性の点から、こうした噂は確認することができなかった。一部の報道機関は、今年の「タリバン・ルール・ブック」について報道したが、規則 19 には「ムジャヒディーン（聖戦の遂行者）は髭の生えていない少年を戦場または私室に連れ込むことを認められない」と述べられているが、このことは、若い男性に対する性的搾取がタリバンの司令官の間で一般的に行われていることを暗示している。

国内の他の地域と同じく、反乱者は外国人、PRT やその他の外国の組織によって雇用されている女性だけでなく、ガズニ市周辺の ANA や ANP 幹部をも脅迫する「ナイトレター」を出した。ガズニ州の教育局長を脅迫するナイトレターもあった。さらに、パクティカ、カンダハル、ヘルマンド、コスト、ラグマン、カピサ、ヴァルダク、ヌリスタンの諸州の女性問題局の局長を脅迫するナイトレターが出された。サリプール、ファラー、ウルズガンの諸州では、その他の政府職員も脅迫を受けた。

9 月 26 日に自爆テロ犯がラシュカルガーの知事公邸につながる通用門で自爆した。この事件で、ANP の幹部 3 名、ANA の兵士 4 名、民間人 12 名の 19 名が死亡した。

10 月 19 日には過激派が、犠牲祭の休みで帰省する途中だったコレンガル前哨基地の職員 8 名に対して強奪行為を行った上で殺害した。

刑務所と拘置所の状況

刑務所の状況は依然として劣悪で、老朽化し、深刻なほど過密、かつ不潔であった。受刑

者は集団房を共有し、厳寒の状況から十分に保護されていなかった。生活条件は国際基準に達していなかった。一部の刑務所は収容能力の 2 倍を上回る収監者を擁していた。県の刑務所では、他の構造物が利用できない時には輸送用コンテナが使用されることが多かった。受刑者は殴打、拷問を受け、十分な食料を与えられなかったと報じられた。看守は懲戒手段として、また受刑者の良い行いを確保するために、当然のように面会者に会わせず、食料を与えず、戸外での運動を認めなかった。AIHRC は、不十分な食料と水、貧弱な衛生施設、不十分な毛布や感染病が同国の刑務所における一般的な状況であると報告し続けた。診療所が存在している場合でもその設備は不十分で、良質な医薬品の供給が不足していた。接触によって伝染する病気にかかっている受刑者や精神病の受刑者が、他の受刑者と隔離されていることはめったになかった。

AIHRC は、40 カ所を上回る私設の非合法的な拘置所が、2001 年から同年末までに閉鎖されたと考えていた。年度中に AIHRC はカブール、ジャララバード、カンダハル、ヘラト、カピサ、バダクシャン、およびバグランの諸州で私設の監獄を発見したと言われており、12 月の会合で、これら秘密の監獄のすべてが閉鎖されたと考えていると報告した。信頼できる筋によれば、少なくとももう 1 カ所の私設監獄がカブールの内部または周辺に存在している可能性がある。HRW およびその他の組織は、2005 年全般を通じて秘密の、または非公式の刑務所の存在を報告した。国際的メディアのレポートは、他に利用可能な施設が何もないことを理由に、ムサ・カラの被拘留者と受刑者がタリバンの監獄に入れられていたと断言している。ポリチャルキー刑務所で暴動が起きた結果、6 名が死亡し、多数が負傷した（セクション 1.a.を参照）。

政府は、未成年のための更正施設 31 カ所が活動していることを報告した。およそ 14 カ所の拘置所が女性受刑者を収容していた。年齢が 12 歳未満の児童が、母親と共に収監されていたが、刑務所には受刑者を分けるだけの収容能力がないため、女性、随伴の児童、未成年を分けて収容する十分な施設がないことが依然として問題であった。ポリチャルキー刑務所では、多くの未成年が成人受刑者と一緒に拘留されていた。当局によれば、カブール刑務所の未成年は、他の受刑者から保護するために別の房に閉じ込められていた。一般に、殺人で起訴された未成年は成人用施設に拘留されていたが、スペースに余裕があれば、同じ施設内の別の地区に配属された。公判を待っている収監者は、他の受刑者とは分離され

るべきであるが、そうではない場合が多かった。

AIHRC の報告書によれば、児童は通例は拘置所に入れられるが、適切な施設が不足しているため、肉体的、性的な搾取にさらされていた。教化施設には約 134 名の未成年犯罪者がいたが、国内の 12 の州には専門の教化施設がなく、罪を犯した児童は成人と一緒に拘留されていた。何の罪も犯していない何人もの児童が母親と共に刑務所に入れられていたのは、家で世話をしてくれる者が誰もいないためであった。11 月にポリチャルキー刑務所にはおよそ 65 名の女性囚がいたが、その内 55 名に、何の罪も犯していない子供がついていた。ある地元の NGO が一部の児童のために幼稚園教育を提供しようとしたが、教室には児童全員を収容できるだけのスペースがなかった。刑務所職員によれば、児童が母親と過ごせるのは 2 歳になるまでだけで、2 歳になると更正施設に移管するのが公式の方針であるが、更正施設でのスペース不足が時として移管を阻むため、ポリチャルキーで母親と過ごす時間が長引いているという。国連が任命した人権委員会の独立の専門家の報告によれば、公判前の拘留中である者が粗暴犯罪者と共に拘留されていることが多かった。さらに、児童と未成年が成人の粗暴犯罪者と同じ房に入れられることもよくあることであった。

国連の独立の人権専門家の報告によれば、多くの県に女性用の拘置施設がなく、法律上の罪にはならない行為を犯したとされた女性は、部族の指導者その他の個人的な監督下に閉じ込められた。同報告は次のように述べている。「諸県には女性用の拘置施設がないため、法律上の罪にはならない行為を犯したと判断された女性は、部族の指導者その他の個人的な監督下に閉じ込められた。これらの女性は時として、法律の手のとどかないところで奴隷のような状況に追い込まれ、性的、肉体的な虐待の対象となったと報じられている。彼女たちに対する告発の多くは、『不道德な品行』の申し立てから生じたものであるが、その『不道德な品行』は法律上の違反行為を構成するものではなかった」。さらに、一部の事例は配偶者や父親の行った犯罪に関わるものだと言われており、女性たちはその責任を引き受けるよう強制されていたのである。女性は慣習法の関係者が行った意思決定の結果として、時として私宅に拘留される、または殺人に対する償いとして結婚を強いられることがあり、それがきわめて虐待的な状況を作り出している。

国際赤十字委員会（ICRC）は国家治安局（NDS）、内務省（MOI）、および司法省（MOJ）

の運営するすべての刑務所を訪問する許可を得ており、年度中にこうした訪問を行った。AIHRC は年度中、MOJ とは独立して定期的に刑務所の状況をモニタリングしたが、AIHRC は一部の地域で、代表者が全面的なアクセスを与えられなかった、または訪問の権限について追加の証拠を示すことを要求されたと報告した。

バーミヤンにある州刑務所では既決囚が公判および控訴審を待っている拘置者と一緒に収監されていた。実際には法律によっては禁止されていないが地方の慣習またはシャリア法に基づいて罰されることの多い「非合法的な性関係」行為のかどで逮捕された女性たちは、刑務所に隣接する建物で暮らし、女性の世話人の監督を受けていた。責任者は、未成年と成人は、重罪犯人を別に拘置すべきであるのと同じく、別々の施設に収容すべきことを認識していたが、刑務所にはこの規則を実行するだけの十分なスペースがないと報告した。

d. 恣意的な逮捕または拘留

法律は恣意的な逮捕や拘留を禁止しているが、双方共に依然として深刻な問題であった。

警察と保安機構の役割

MOI の下にある ANP が国内の治安に主たる責任を負っているが、政府が全国で治安をコントロールしていないため、一部の地方や地域の司令官がかなりの権限を維持していた。政府は年度中に、一部の地域における補助的な治安維持組織の利用を通じて、勢力の届く範囲を拡大しようとした。北大西洋条約機構 (NATO) は国連の認可した国際治安支援部隊 (ISAF) を掌握し続けた。ISAF は 10 月に連合司令部から東部地域司令部に対する支配権を引き継いだ。これは引き渡されるべき 4 つの司令部の最後のものではあった。

MOI のもとで運営されている ANP は、国内の治安を主となってつかさどる政府機関である。その行っていることは地元の住民の間に不信感を生み、汚職と、拘留中の市民に対する虐待の報告が広がっていた。MOI はこれに応じて今年、ANP が人権基準を守ることを確保するための再活性化努力として、人権ユニットの新たな責任者にアトマル將軍を配属した。アトマルは、人権侵害を認識してこれを報告する訓練を受けた ANP 警官を各州に少なくとも 2 名、カブールの各検問所に 1 名ずつ配置する計画を、任期の手始めとして行った。

年末時点で、いくつかの州には 3 人が配置されていた。州都カブールにある MOI の本部の間でのコミュニケーションと報告の調整が続いて懸念された。さらに年度中、MOI は人権侵害と高級レベルでの汚職に関与している警官を更迭するために階級と給与の改革を開始した。改革の結果、70 名を上回る上級レベルの警官が免職された。新たな ANP の採用と訓練に対する国際的な支援は、より職業的な警官部隊を生み出すために、国際的な人権基準に合致したやり方で新たな警官が検査を受けることを条件としていた。

不十分で不規則な給与の支払いも与って、汚職と公務員の刑事免責が相変わらず蔓延している問題であった。賄賂を強要するための非合法的な国境検問所が、引き続いての問題であった。人権団体と被拘留者は、地元の警察が刑務所からの釈放と引き換えに、または逮捕を避けるという口実で、民間人に賄賂を強要したと報告した。MOI の中には、こうした申し立てを審査するためのユニットが設けられた。

国際社会は政府と協力し、治安部隊の汚職と職権乱用を抑えるための訓練プログラムや内部調査の仕組みを開発した。カブールの警官は 7 月に汚職と車両関係文書の偽造のかどで 5 名の交通警察官を逮捕した。9 月にカルザイ大統領はアブドゥル・ジャバル・サビト博士を新検事総長に任命した。10 月にはサビト検事総長の指揮のもと、ヘラトで汚職と横領のかどで 8 名の政府高官が逮捕された。ヘラトでは、収賄のかどで上級警察官 1 名も逮捕された。サビトは 11 月にアサダバードへの出張中に下級の木材密輸業者 8 名を逮捕した。また、在任中に市の収入を横領したかどで前市長、地元でメッカへの大巡礼とモスクを管理している監督 1 名、および州の検察官 2 名の逮捕をも命じた。12 月には、サビト検事総長は 400 米ドル（2 万アフガニー）を着服したかどでの保健局の前責任者、ナンガルハルでアフガン国境警察の次期所長を務めるよう指名を受けていた候補者を含めて、ナンガルハルで数名の政府高官を逮捕した。12 月には五つ星ホテルの建設と国立庭園の拡大という 2 件の大型プロジェクトに関する着服の輪に関与していたと申し立てられたヘラト市長をも逮捕した。サビト検事総長は、締結された契約によって数千ドルを着服しただけでなく、国立庭園プロジェクトの実施中に市の車両が消費した燃料の記録をも改ざんしたかどで市長を告訴した。

2005 年 11 月に政府は犯罪調査に役立てるために職業基準ユニット（または国内問題ユニ

ット)を設けた。政府は外国の援助を得て、ベストプラクティスの範を示し、警察に訓練を施すために、カブールでのモデル警察署の展開を続行した。AIHRC は年度中に ANP、ANA、および NDS のメンバーに対して人権に関する研修を行った。

逮捕と拘留

人を拘留し、裁判を受けさせるための司法と警察の手続や慣行には規制がなく、地域や地方当局によって違いがあった。主要な地方の中心のようないくつかの地域には、よそよりも正式な裁判の構造があった。

法律は弁護士を利用できること、令状の利用や保釈について定めているが、この 3 つのいずれも、適用に一貫性がなかった。全国には有免許の被告側弁護士が 213 名いたが、法律の実践に携わっているのは、その内のわずか 100 名から 150 名であった。

報道機関と人権団体はほとんどの州で恣意的な逮捕が行われていることを報道した。被拘留者が公判または罪状否認手続までに拘留される期間の長さにはほとんど一貫性がなかった。

恣意的な逮捕と拘留が相変わらずの問題であった。アフガニスタン人権委員会に所属する弁護士であるモハメッド・イブラヒム・サーダトが、ヘルマンド州で最大の問題は不法逮捕であると語ったのがその例である。サーダトは、爆発現場の近くにある家に住んでいて爆発を命令したとして告訴されたジャラルディンの事件を挙げた。サーダトは、ジャラルディンは土地をもたず貧しかったが、それが逮捕された理由であると述べた。ジャラルディンは足を縛られて 10 時間にわたって逆さ吊りにされ、殴られ、電気ショックを受けさせられた。彼はその後解放された。

警察はしばしば、女性が「ジナ (zina)」、すなわち逃げ出すという罪を犯したという家族の要請で、女性を拘留した。このジナという言葉は、配偶者の選択に関する家族の望みを無視すること、家から逃げ出すこと、家庭内暴力から逃れること、駆け落ち、姦通や婚前交渉といったその他の「道徳的」罪を含めた行為を大まかに示す言葉である。女性が自分た

ちに対して犯された罪を報告した時に、また、犯罪で有罪を宣告された夫や男性親族の身代わりとして女性が拘留されたという報告もあった。こうした理由で、人数不明の女性が投獄された。家族からの暴力的な報復を予防するために拘留された女性もいた（セクション 5、女性を参照）。

ラマダンの最中に、コスト州で地方的に設立された「道徳・規則委員会（morals and rules commission）」は、イスラム教徒にアルコールを販売した、ポルノを所持して販売した、「その他の不適切な倫理観」を表示したかどで人を逮捕した。シャーラニ大臣は、この地方の「悪徳・美德局」はカブールの（中央）省とは関係がないと述べた。コストのジャマル知事は、このチームは一時的なもので、現行法を執行するためにラマダンの最中に限定的な委任を受けているのだと述べた。

被拘留者は、事件で起訴される前に賄賂を払って拘留を解いてもらえる場合が多かった。十分な証拠が不足しているために解放される者もあった。

当局は公判前の拘留期間の限度を尊重しなかった。恣意的に長い公判前拘留が依然として問題であった一つの原因は、法制度が不十分で迅速な公判を保証できないことであった。国連人権委員会、ICRC、AHIRC はいずれも、恣意的で長引く拘留が全国で頻繁に起きていると報告した。暫定的刑事訴訟法によれば、警察には初動調査を完了するために、最長で 72 時間容疑者を拘留する権利がある。事件を立件することを警察が選ぶ場合、ファイルは検察に移管され、検察は 48 時間内に容疑者に面会しなければならない。調査を担当する検事は逮捕から 15 日間、正式な告発を行わずに容疑者を拘留してその間に調査を続けることができる。検事は逮捕から 30 日以内に起訴状を提出するか不起訴としなければならない。その後、裁判所には事件を審理する期間が 2 ヶ月ある。控訴は 20 日以内に行わなければならない。控訴裁判所は 2 ヶ月で事件を見直す。2 度目の控訴は 30 日以内に行わなければならない。第二審は最高裁で行われるが、ここでは結審までに最長で 5 ヶ月をかけることができる。ただし多くの場合、裁判所はこの締め切りを守っていなかった。NGO は、刑務当局が告発を行うことなく数ヶ月から 1 年以上にわたって人を拘留していると報告し続けた。2005 年には、無罪判決が出てからもカブールとガズニで警察が囚人を拘留し続けたという信頼できる報告があった。

正確な統計は存在しなかったが、長期に及ぶ審理手続きは、司法制度が全く不十分であるところに由来している部分が多い。国際的な NGO による様々な報告は、全国で判事が 1,400 名、検事が 2,000 から 2,500 名いるのに対して、開業している被告側弁護士は国全体で 150 名を上回らないと推定しており、その大部分に正式な法律の訓練が欠けているとしている。MOJ によれば、全国の矯正施設に合計で 9,604 名が拘留されており、その内 5,342 名が既決囚であるが、残りの 4,262 名はまだ公判を待っていた。判事も広い範囲で不足していた。例えばバーミヤン州では、4 つの県に判事が 1 人もおらず、7 つの県では職員が 75 パーセント不足していると報告した。5 月に、全国で職務を果す 1,412 名の判事が任命された。サビト検事総長は州判事の汚職に遭遇したため、ヘラト、ナンガルハル、およびコナルの州で行われた政府職員の逮捕の裁判のいくつかをカブールに移すよう最高裁に働きかけた。年末時点でこの決定は最高裁でまだ保留中であった。もう一つの重大な障害は、被拘留者自身に、2004 年暫定的刑事訴訟法に基づく自らの権利についての認識が欠けていることであった。

e. 公正な公開裁判の拒否

法律は司法の独立を定めているが、実際の司法には資金と人員が不足し、政治的影響力と蔓延する汚職に屈していた。官僚、地方司令官、被告人の家族からの圧力だけでなく賄賂と汚職が司法の不偏性を脅かした。裁判は成文法、シャリア法（イスラム法）と地方の習慣を混交したものに從って、断続的に執り行われた。

米国平和研究所によれば、正式な司法制度は中央政府の最も強い都市部と、人口のおよそ 75 パーセントを擁している農村地域では比較的弱体であった。機能している裁判所、警察と刑務所は例外的な存在であった。司法制度は大量の新法や修正法を取り扱う能力を欠いていた。裁判所は有資格の司法職員の不足で業務に遅れが出ていた。判事はごくわずかな訓練しか受けておらず、イスラム法に対する自らの理解と部族的な名誉の規範に基づいて判断を下すことがしばしばであった。

検事総長室は 10 月、パグマン県裁判所の責任者であった Gholam Rabbani 判事に対する調査を開始した。担当職員は賄賂の申し立てについての追加捜査が済むまで Rabbani の免許

を一時停止して彼を拘留した。検事総長は同県の第 11 裁判所に所属する Mohammed Dawood 判事についても、賄賂の告発に基づいて停職とし、拘留した。年末時点において、この事件はまだ調査中であった。最高裁の人事課によれば、県の第 12 裁判所の事務員が賄賂で告発され、解雇された。この事務員は年末時点で拘留されたままで、検事総長室による調査の対象となっていた。

司法府は最高裁、高等裁判所（控訴裁判所）、第一審裁判所によって構成され、その構造と権限は法律によって決定される。判事は最高裁の推薦と大統領の認可を得て任命される。最高裁は、国の裁判所制度に対して総合的な責任を負っている。大統領が下院（ウォレシ・ジルガ）の承認を得て最高裁判所のメンバーを任命する。国家安全裁判所がテロリストその他の事件の審理に当たったが、その手続の詳細の開示は限定されていた。2005 年 12 月に大統領は法令により、麻薬事件の告発を行う別の中央裁判所を正式に設立する麻薬取締法を通過させた。

政府の管理下でない一部の僻地では、タリバンが認められていない「シュラ」（地域社会の長老会）を用いて独自の司法制度を執行した。ヘルマンド州のパキスタン国境にあるいくつかの県がこれに当たる。

多くの市町村や州の当局は、イスラム法に対する何らかの解釈や部族の伝統的な正義の規範に依拠していた。大都市では裁判所が主に刑事事件を裁いたが、民事事件は非公式な制度で解決されることがしばしばであった。農村部では地元の長老とシュラが刑事事件と民事の紛争の双方を解決する主な手段であり、時には認められない処罰をも科したと言われている。全事件の 80 パーセントがシュラにかけられていることをいくつかの推定が示唆しているが、慣習にのっとるシュラや「ジルガ」は憲法に基づく市民の権利には固執せず、女性やマイノリティの権利をしばしば侵害するため、多くが法的権利の侵害を受けやすくなっている。この非公式な司法制度が社会で重要な役割を果たしていた。公式的な法制度が未発達であるため、非公式的な司法制度が紛争を解決するためにしばしば用いられた。

公判手続き

裁判所の手続きは一般に、国際的に容認されている公正な裁判の基準を満たしていなかった。裁判の運営と実施は国内の地域によって異なった。公判は通例は公開で、陪審員制度は用いられなかったが、シュラ制度を通じて行われる意思決定は、地元の長老のグループによって集団でなされた。被告人には審理に出廷する権利と控訴を行う権利があるが、こうした権利の適用には一貫性がなかった。被告人には、資源の余裕があれば公費で弁護士に相談する権利もある。この権利の適用に一貫性がなかった主な理由は、訓練を積んだ人材が不足していたことであった。被告人は証人と対決すること、または証人に質問することは認められなかった。憲法上の権利についての国民の認識不足が問題で、しっかりと機能する被告人制度がなかった。被告人と弁護士は裁判に関係する文書と物的証拠を公判前に検証する権利を与えられていた。被告人は証拠が有罪であることを証明しなければ無罪と推定された。裁判所は、数分しか続かない法廷で事件を審理していることが報じられた。殺人と強姦の関わる事件では、判事は一般に有罪を宣告された囚人に刑を執行する判決を出したが、被害者の親族はその代わりに別の損害賠償を受け入れることを選択する、または判決を自身で執行することを選択することができた。ただし新憲法のもとでは、極刑は大統領の認可を得ることが条件である。地元の長老とシュラは、認められていない刑罰を宣告した。これまでの諸年度とは対照的に、鞭打ちや、石投げによる死刑が行われたことを確認した報告はなかった。被害者の家族に年の若い少女を嫁がせるという形の賠償を被告人に命じる慣習は続いた。このような裁判では、被告人には通例、弁護士を立てる権利や保釈、控訴の権利はなかった。明確に定められた法律がない事例や、判事、検事、または長老が法律を全く認識していない事例では、裁判所と非公式なシュラがシャリア法を執行した。この慣習は、女性を差別する結果となることが多かった（セクション 5、女性を参照）。

HRW は、共産主義国時代の情報部長で悪名高い人権侵害者であったアサドゥラ・サルワリの 2 月 26 日の公判には重大な欠陥があったと報じた。サルワリは弁護士のいない 1 日だけの公判で即決の死刑判決を受けた。サルワリは 1992 年以来拘留されており、2005 年 12 月 26 日まで告訴なしに拘留されていた。この判決は、高級官僚の国内における過去の犯罪に責任を負わせようとする初の試みであった。

政府は 2005 年 12 月に AIHRC および国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）と

協調して、真実、正義、和解のための国家行動計画(National Action Plan for Truth, Justice and Reconciliation) を策定した。この計画は、国内における過渡的な裁判を推進するためのもので、その要点は、国民的な追悼の地や国立博物館などの象徴的手段、過去の残虐行為への関与に関する公務員調査による制度改革と司法改革、過去の残虐行為の真実を究明する文書調査、公論と意識向上を通じての国民的和解と統一の促進、重大な人権侵害の責任者を司法の場に引き出すための説明責任のメカニズムの確立の 5 つであった。年末時点においてこの計画実施がほとんど進展していなかったため、カルザイ大統領は 12 月 10 日を、人権を侵害した過去の残虐行為の犠牲者を思い出すための国家的記念日とすることを宣言し、AIHRC と協力して計画の実施努力にてこ入れをした。

3 月にアブドゥル・ラーマンが、シャリア法によれば死刑に処せられるイスラム教からキリスト教への背教的改宗の罪で裁判にかけられた。ラーマンが裁判を受けられる状態ではないことが判明すると、この告発は最終的に取り下げられた(セクション 2.c.を参照)。

政治犯と政治的な被拘留者

政府と関係をもつ何人もの地域司令官が、政治犯と政治的な被拘留者を拘留していたという複数の報告があった。関係する人数については、信頼のおける推定値はなかった。政治犯は他の被拘留者ほどの保護を与えられていないと言われていた。

民事の裁判手続きと救済

市民が、憲法違反と人権侵害を理由に裁判に訴えることのできる例は限られており、宗教の教義に対する解釈が、人権や憲法上の権利に勝つことが多かった。民事事件では、司法は能力不足と深刻な汚職のために相変わらず有効ではなかった。

f. プライバシー、家族、家庭、または通信に対する恣意的な干渉

法律は、こうした干渉を禁止しているが、被害者に対する法的保護は行われなかった。反政府分子、警察官、地方司令官は罪を問われずに市民の家庭や企業に力づくで侵入し、略奪を行った。ファラー州とバルク州では地方司令官が度重ねて市民に干渉した。バダクシ

ヤン州ではある地方司令官がある家庭に対して、その家の 13 歳の娘を有名政治家の息子に嫁がせるよう圧力をかけた。少女が拒否すると、地元の村人たちは彼女に石を投げると脅かした。この事件は最終的に最高裁にまでもちこまれ、パダクシヤンの住民数名はわざわざ首都にまで出向いて、少女に不利になるように当局に圧力をかけた。少女の願いを擁護するための中央政府による一定の措置を含め、用意周到な交渉が行われた末に、この裁判は取り下げられた。南部と東部では、タリバンやその他の反政府分子が戦士に食料と住まいを提供することを地元民に頻繁に強制した。タリバンは全国で、学校、ラジオ局や官庁の略奪も続けた。法律は通信傍受について定めた。

2005 年には、治安上の理由で、紛争地域からの強制的な移住が行われた。

結婚の権利を認めようとする政府の意思は、国籍、性別や宗教によって異なった。例えば、家庭裁判所は外国人女性とイスラム教徒の男性の結婚は登録するだろうが、その夫婦に対してイスラム教の儀式である「nekah」を受け入れるよう要求した。イスラム教徒の男性がユダヤ教またはキリスト教の女性と結婚することは可能だが、それ以外の信仰をもつ女性は先ずイスラム教に改宗してからイスラム教徒の男性と結婚しなければならなかった。裁判所は、イスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性との結婚は登録しない。また、イスラム教徒ではないと宣言したアフガニスタン人の結婚は、たとえその者が国内または国外で他の宗教をもつように生まれてきたとしても登録しない。アフガニスタン人以外であれば結婚することは可能で、外国人は、双方共にイスラム教徒でない限り、民事婚を認められた。

女性の場合が多いが、家族の他のメンバーの犯した罪によって逮捕され、懲役刑の判決を受けた者がいたという報告があった。

国の治安部隊が手入れや家宅搜索の実施中に窃盗を行ったという報告が散発的にあった。8 月にウルズガン州の ANP の警官が、ケシを含む密輸品を押収するために地元のバザールを手入れしたが、小売商や買い物客数名が、嫌がらせを受け、金品を盗まれたと報告した。その後 ANP の州本部の証拠品保管ロッカーが検査された時に、そこにあったのはごくわずかな量の密輸品でしかなかった。

g. 国内紛争における過剰な武力の行使とその他の侵害

年度中には、現在も進行中の国内紛争と過剰な武力の継続的行使が、民間人の死亡や拉致、囚人に対する虐待、財物の損壊や居住者の強制退去の原因となった。年末時点で、MOI の人権局はガズニ州における過剰な武力の行使事件について調査が継続中であることを報告した。HRW によれば市民の大多数が、不安を生み出す最大の原因として地域の部族軍の長を挙げたという。

殺人

地域司令官の間での派閥抗争、タリバンとアルカイダの執拗な活動や犯罪活動が違法な殺人や無数の民間人の負傷を引き起こす結果となった。テロ攻撃により、1,400 名を上回る民間人が死亡した。過激派は外国人や地元 NGO の職員を標的にして殺害した。今年度は過激派の自爆テロが大幅に増加し、2005 年には 15 件、2004 年には 4 件に過ぎなかったのに 140 件に達した。反乱者は年度中、州知事、女性問題担当の公務員や省庁職員を標的にした。非戦闘員（政府職員、民間人、宗教指導者、教師や学生）に対する無差別攻撃は 2005 年には 635 件だったが、微増して今年度は 664 件となった。

少なくとも 1 名の外国人外交官に加えて、十指に余る政府職員が標的となって殺害された。殺された政府職員には、パクティア州のタニワル知事、カンダハル州の女性問題局長のサフィア・アマ・ジャンや県の警察局長、諜報員、ナンガルハル州東部の行政官などが含まれていた。彼らは、放火された学校を視察に行く途上の車上で、道端に仕掛けられた爆弾が破裂したために死亡した。連合部隊と ISAF（国際治安支援）部隊の護衛隊は、頻繁に攻撃を受けた。タリバンは連合部隊のスパイであったと申し立てて、十指に余るアフガニスタン人の首をはねた。1 月 15 日には反政府勢力が連合部隊の護衛隊を標的にしてカナダ人外交官のグリーン・ベリーを殺害した。その後同月中にタリバンの部隊はザブル州の男女共学高校の校長の首をはねた（セクション 5、児童を参照）。

2 月には 2 名の司令官同士の争いにより、カピサ州で 1 名が死亡し、2 名が負傷した。8 月に北部で起きた敵対する部族軍の長同士の戦いで、少なくとも 4 名が死亡し、数百名が強

制退去を受けた。この戦闘は数週間続き、元司令官の Abdul Rashid Dostum とアブドゥル・マリクが関与していたといわれている。3 月にはカンダハル州のアブドゥル・ラザク司令官が、タリバンの過激派だという口実のもとで敵対者 16 名を攻撃したと申し立てられて更迭された。この 16 名は、アフガニスタンの新年を祝うためにアフガニスタンに旅行してきたパキスタン人市民であった。ラザクの弟は 2 年前に死亡していたが、ラザクは弟が死んだのはパキスタンのある氏族の責任によるものだとしており、この 16 名はその氏族に属していたのである。

2 月に、ある地方公務員がヘルマンド州で正体不明の殺し屋によって銃殺された。その後同月中に、2 名の諜報員がイラン国境近くの砂漠で首をはねられているのが発見された。2 月 7 日にはファラー州で道路に仕掛けられた爆弾が車両に当たり、トルコ人技術者 1 名、インド人 1 名と彼らの運転手が死亡した。

3 月には、自爆テロで上院議長がねらわれた。モジャデディ上院議長は無傷で難を逃れたが、このテロで他の 4 名が死亡した。3 月にはさらに、正体不明の襲撃者がパクティア州で行政官を、ザブル州で元警察局長を銃撃して殺害した。3 月 11 日にはタリバンが 2 名の警察官を家から拉致し、その後首をはねて砂漠に放置した。3 月 19 日にはガズニ州の元知事と現職の知事が別々に攻撃されて 15 名が死亡した。タリバンはタージ・モハンマド元知事を銃撃して殺害したが、当時の現職知事のシェール・アラム・イブラヒミ知事の殺害には成功しなかった。警察官 9 名とタージ・モハンマドの随員 4 名も殺害された。タリバンはアルバニア人 3 名とドイツ人 1 名を拉致した。この 4 名はその後遺体となって発見された。これらの遺体をカブールに送り返そうとしていた時に道路に仕掛けられた爆弾が護送団に命中して、警察官も 5 名死亡した。

3 月 31 日の夕方、身元不明の殺し屋がタカル州の州議会議長の Sayed Sadiq Agha を銃撃して殺害した。同じ週に起きた別々の 2 つの事件でタリバンの戦士が諜報員 2 名を殺害した。4 月 3 日にはタリバンの過激派がトルコ人技術者を車から引きずり出して射殺し、遺体に火を放った。4 月 10 日には、過激派がバドギス州の診療所を攻撃した際に医療労働者 5 名を殺害した。4 月 30 日には、誘拐されたインド人技術者の遺体が首をはねられた状態で発見された。タリバンは、このインド人は逃亡しようとして殺されたと述べた。

5 月には反政府分子がファラー州で上級判事を射殺した。5 月 9 日にタリバンはヘルマンド州の女性問題局長を標的にした。この局長は無傷で逃げおおせたが、同局の男性業務部長がこの攻撃で死亡した。反政府分子は 5 月にガズニ州の副知事の車両を襲って警察官 1 名に負傷を負わせた。彼らは数日後に、ヘルマンド州副知事を運ぶ護送団も攻撃した。この攻撃は、ガズニ州で 20 日余りの内に警察と政府高官をねらって行われた 10 回目の攻撃だったとされている。5 月 14 日にタリバンはカンダハル州でさらに別の諜報員を標的にして殺害し、教師 1 名に負傷を負わせた。同じ日に、パクティア州では殺し屋が宗教指導者を殺害した。UNICEF も、5 月には UNICEF の雇用しているアフガニスタン人運転手 1 名と医師 1 名がロケット弾攻撃で死亡したと報告した。5 月 28 日にタリバン勢力はガズニ州で警察官 3 名を拉致して殺害した。

9 月 9 日には、道端に仕掛けられた爆弾がある諜報員トップの護送団に命中して、すぐ近くにいた人が 3 名死亡した。

7 月 3 日には自爆テロ犯がカンダハル州の検問所に突入して警察官 1 名を死亡させ、6 名に負傷を負わせた。7 月 4 日には連合軍基地に木材を納品する途上にあった労働者を過激派が待ち伏せして攻撃し、労働者 5 名を殺害し、別の 1 名を負傷させた。7 月 17 日には、自爆テロ犯がヘルマンド州で司法官 2 名と別の職員 1 名を襲って殺害した。コスト州では結婚披露宴に手榴弾が投げ入れられて男性 1 人が死亡し、16 名が負傷した。また 7 月には、ヘラト大学で時限爆弾により女子学生 1 名が死亡し、他に 6 名が負傷した。7 月 22 日にはアリアナ・テレビのカメラマンの Abdul Qodus が、カンダハルで起きた二重の自爆テロで他の民間人数名と共に死亡した。

8 月 8 日には、反政府分子がガズニ州で教師 1 名を射殺した（セクション 5 を参照）。

9 月には自爆テロ犯がパクティア州のハキム・タニワル知事を暗殺して他に 2 名を殺害した。年度中に他の知事に対して数度の暗殺の試みが行われていたものの、実際に暗殺が行われたのはこの事件が最初であった。別の自爆テロでは、ヘルマンド州の州知事公邸の外で、メッカへの大巡礼に行く巡礼 10 名以上が殺害された。9 月 7 日には、自爆テロ犯がタクシ

ーのボンネットに飛び乗って自爆し、教師 2 名と複数の警官を死亡させた。9 月 9 日にはカブールにある外国大使館の建物の外で起きた自爆テロで、外国人兵士 2 名と他に 16 名が死亡した。9 月 21 日には、誘拐されたトルコ人労働者の遺体がカンダハルで見つかった。9 月 22 日にはカンダハルで過激派がバスを襲って、建設労働者 19 名を殺害した。タリバンは、ヘルマンド州での殺人事件に関与していたと言われていた男性 1 名を処刑した。9 月 25 日には正体不明の 2 名の殺し屋がカンダハル州の女性問題局長であるサフィア・アマ・ジャンを射殺した。「インディペンデント」紙によれば、タリバンの Mullah Hayat Kahn 司令官は、彼女の死を「処刑」と呼んだという。

10 月 7 日にドイツ人ジャーナリスト、カレン・フィッシャーとクリスチャン・シュトルウェの 2 名が、バグラム州北部のある道路近くに張ったテントの中で射殺された。MOI は、殺害の動機は明確でなく、調査を実施中であると述べた。

12 月 9 日には、クナル州で 2 名の女性教師が自宅で射殺された（セクション 5、児童を参照）。

年度中には、公務員が殺人の標的となったが生き延びた事件が、他にも記録された。3 月 23 日に起きたファリアブ州知事の襲撃や 4 月 29 日に起きたファリアブ州の県警局長の襲撃事件などがそれに当たる。別に起きたある明らかな暗殺の試みでは、ナンガルハル州知事の執務室の外で爆弾が破裂したが、周辺の誰も死亡するには至らなかった。

10 月 14 日には、ラグマン州の Gulab Mangal 知事に対する暗殺の試みが失敗したが、州知事と副知事の間に立っていて額を撃ち抜かれた州政府職員の技術者、Rohullah が死亡する結果となった。

10 月 22 日には、地域のパシュトゥン人の部族軍の長であるアムナラー・カーン、その息子とその他の随行員を運んでいた 2 台の車両からなる護送団に対して携行式ロケット弾による攻撃が加えられた。この攻撃に続いて、ヘラト州にあるガルダナ村とラルガ村近くで、小火器の発砲事件があった。

タリバンは年度全般を通じて、スパイ行為を申し立てて首切りを続けた。

年度中に反政府分子は、政府支持を表明している宗教指導者を攻撃し続けた（セクション 2.c.を参照）。

2004 年に正体不明の襲撃者がトルコ人建設労働者 3 名を誘拐した事件についての調査は、年末時点でも結果が出ないままであった。誘拐犯はこの労働者の内 1 名を殺害し、他の 2 名を解放していた。

拉致

年の後半に 190 件の拉致が報告されたが、その内少なくとも 12 件は人質が死亡する結果となった。ただし、拉致のほとんどは報告されなかった。タリバンと司令官たちは政治的利得と金銭的利得の双方のために、治安部隊、民間人と少なくとも 1 名のジャーナリストを拉致した。多くは殺害されたが、辞職して反政府分子に加わることを誓えば生存を認められた者があった。タリバンは 1 月に 5 名の民間人を拉致したがその後、警察の攻撃を受けて彼らを置き去りにした。2 月にはネパール人の治安労働者 2 名がカブールで拉致された。彼らの雇用主は 1 名の解放を交渉したが、もう 1 名は拘留中に心臓発作で死亡した。タリバン勢力は 7 月に女兒に教育を行ったかどで 6 名の男性を拉致し、ひどく殴打した。彼らはその後解放されたが、殴打を受けた結果として障害が残った者もいた。

2005 年 5 月に外国人の援助労働者 1 名が誘拐された事件は、年末時点においてまだ調査中であった。この被害者は 2005 年 6 月にカブールで無傷で解放された。

地雷

地雷と不発弾が死傷事件を引き起こし、耕作可能面積を制限し、地雷の埋まっている地域への難民の帰還を阻んだ。地雷の最も多い地域は、イランとパキスタンの国境に接している州であった。国連アフガニスタン地雷対策センター（UNMACA）は、地雷と不発弾により、毎月平均して 62 名が死傷していると報告した。過去 20 年間で地雷の爆発により 420

万人が被害を受け、死傷者は 150 万人と推定されている。

国連は国際的な寄贈者からの資金を得て地雷探知・除去チームを組織して訓練し、このチームが全国で活動した。国連機関や NGO が国内の様々な地域で女性と児童のために地雷に関する教育プログラムや意識向上キャンペーンを数多く実施した。HALO トラストは 5 億 5,400 万平方メートル(59 億 6,000 万平方フィート)の土地から地雷を除去した。UNMACA によれば、年末時点で地雷が除去されていない土地が 7 億 2,300 万平方メートル(77 億 8,000 万平方フィート)残っているという。

犠牲者と囚人の処遇

年度中には、政府とタリバンとの戦闘によって被害を受けた民間人に対して、政府が何らかの補償を行っているという報告が散発的にあった。

その他の虐待

年度中には、タリバンの一味と疑われる者たちが NGO の車両に発砲し、NGO の事務所を襲撃し、少なくとも 31 名の援助労働者を殺害した(セクション 1.a.および 1.g.を参照)。国際的な NGO や国連の労働者と NGO の被援助者が襲撃された事件が 57 件あった。NGO 職員は必ずしも、反乱者の暴力が故意にねらった対象ではなかったが、多くの場合、誤認による被害者となった。反乱者は多くの場合、復興努力を阻止し、国際援助コミュニティを追いつぶすために、NGO よりもむしろ PRT(地方復興支援チーム)の現場や建設班を攻撃した。

3 月には武装した一群がウルズガン州で国連の食料トラックに放火した。3 月 5 日には武装した 6 名の男性がファラー州で国連の技術者を車から引きずり出して殺害した。4 月にはタリバンの部隊がバクティカ州で NGO の労働者を殴打してその事務所に火をつけた。7 月 23 日には武装犯がヴァルダク州にあるデンマークのアフガン難民支援委員会を略奪した。タリバンは 8 月にカンダハルで 15 名の医療労働者を誘拐したが、彼らはその後解放された。全国で無数の道路工事作業員が殺害された。カンダハルでは、反政府軍が海外援助を受け

ている人々を攻撃する事件が増えており、村人たちが援助を拒否する原因となっているという報告があった。

過激派は女性や子供を攻撃にさらされる場所に立たせ、彼らを人間の盾として利用した。暴力と社会不安が、国内の様々な地域で救済努力や復興努力を阻んだ。NGO は、彼らが国内に持ち込んでいる救援物資をねらって一部の地方司令官が NGO を襲撃していると報告した。援助努力は、僻地への救援物資の陸上輸送の難しさによっても制限された。

世界保健機構（WHO）と国連児童基金（UNICEF）は、南部の治安状況により、児童にワクチン接種を行うために南部諸州に入ろうとしている医療労働者は高度のリスクを負っているという懸念を報じた。7月にカルザイ大統領は、南部における治安問題に対する地元と国際的な対応を評価し、調整する責任を負う政策行動グループ（PAG）を設けた。

最低年齢が18歳に定められているANAに入隊するために、18歳未満のティーンエイジャーが身分証明の記録を偽っているという未確認の報告があったが、2003年に大統領命令で禁止されて以来、強制的な児童の徴兵が行われているという報告はない（セクション5、児童を参照）。

セクション2 下記を含めた市民の自由の尊重

a. 言論と報道の自由

法律は言論と報道の自由について定めているが、政府と地方の司令官がジャーナリストを脅して彼らの報道に影響を及ぼした例があった。独立のメディアとオブザーバーによれば、政府の抑圧と武装グループが特定の方法でニュースを放送することを要求して、メディアの自由な活動を妨げている。アフガニスタン独立ジャーナリスト協会と国際ジャーナリズムセンターは、司令官と政府職員による恫喝と不当な影響力の事例が50件登録されていることを報告した。法律は、「イスラム教という聖なる宗教と他の宗教」を侮辱する可能性のある情報を禁止している。何が不快感を与える資料と見なされるかが曖昧なため、報道の自由に対する侵害の可能性が生まれた。2004年のメディア法のもとで、新しい新聞と印刷者は情報省から免許を取得しなければならなくなり、メディアに対する海外からの投資は

厳しく制限されるようになった。

メディア界の中には、年末時点において議会で審議中のメディア法案により、メディアのコンテンツにより大きな制限が課され、全体的に政府が恫喝を行う可能性やメディアが自己検閲を行う雰囲気が生まれることに対する懸念がある。最新の法案の要素には、ラジオ・テレビ・アフガニスタンを独立の公共放送に切り替えるのではなく政府の指示のもとに維持し続けようとする文言、政治的な動機をもつ報復からジャーナリストを保護する 3 つの委員会の廃棄、一定種類のコンテンツの「禁止」指定などがある。以前の法律のもとでは、ジャーナリストに対する苦情を検証し、紛争の解決が可能であるか、それとも裁判所に転送して起訴すべきかを決定する苦情委員会が存在した。この委員会は、そうでもしなければ影響力を行使して、自分に不利な記事を公表するジャーナリストに対する報復を実行しかねない有力政治家からジャーナリストを守るための追加的な保護の層となっていた。

一部のメディア観察者は、個人は報復の恐れを感じずに政府を陰に陽に批判することはできないと述べた。影響力の強い政治指導者と弱体な司法制度が相まって、個人に無防備さを感じさせる原因となった。

独立のメディアは活発で様々な政治的見解を反映していたが、活発さの程度は地域によって異なった。国内の一部の地域では派閥の当局がメディアを厳しく取り締まり、表現の自由の程度は地域により大いにばらつきがあった。情報文化省といくつかの州の知事は国内で、様々な異なる管理権を行使した。観察者は、マザレシャリフ、カンダハル、ヘラト、ナンガルハルなどの大きな州では特に管理が厳しいと述べた。政府は少なくとも 35 の出版物と、電子的な報道機関のほとんどを所有している。その他の数多くの新聞は間欠的にしか発行されず、多くは様々な州当局の傘下にあった。年度中にはおよそ 400 の出版物、50 の民間のラジオ局、5 つの通信社、8 つのテレビネットワークがあったが、そのすべての所有と運営が独立していたわけではなかった。一部の独立のジャーナリストやライターは雑誌やニュースレターを発行していたが、その流通はほぼカブールに限られ、多くの出版物は自己検閲されていた。外国メディアは、言論の自由法の対象であったが、イスラム教に対して否定的なコメントを行うことや大統領に対する脅迫と見なされる記事を公表することは制限されていた。全国で聴取可能な BBC、ボイス・オブ・アメリカ、ラジオ・リバテ

ィ、ラジオ・フリー・アフガニスタンを含めて、ダリまたはパシュトで 10 種程度の国際局が放送業務を行っていた。2004 年には財界首脳がガズニ州で、民間の基金だけで設立した初の独立ラジオ局を開局した。この他に、少なくとも 32 の地域ベースの独立ラジオ局が開局している。

年度中には様々な政府職員、外国政府、地域司令官やタリバンが、報道機関のメンバーを嫌がらせ、恫喝や暴力の対象にした。メディア組織に対する脅迫の電話やメッセージも依然として横行し、その一部は結果として実際の暴力となった。2 月に警察はヘラトで、派閥間の暴力について報道していた 2 名のジャーナリストを殴打した。5 月には、国会議員が行ったといわれている残虐行為に関する論争を報道しようとしていたレポーターの Noorullah Rahmani とカメラマンの Omed Yakmanish を、ガズニ州選出の国会議員が殴った。7 月には、ある国会議員のために働いているといわれている、武装した男性が、カブール郊外での土地の収奪事件について報道していたテレビ・クルーのメンバー 3 名を殴打した。

政府以外の関係者もジャーナリストの活動に干渉した。2 月に過激派がナンガハル州でテレビの送信機と発電機を爆破した。イランが、反政府的な記事の数を増やし、反イラン的な記事の数を減らすために、西部の諸州で記者に賄賂と脅迫を行ったという申し立てもあった。10 月 7 日には北部で、正体不明の襲撃者によってドイツ人のジャーナリスト 2 名が射殺された。BBC は、同国で外国人記者が殺害されたのは 2001 年以来のことだと思われると報道した（セクション 1.g.を参照）。イタリア人ジャーナリストのガブリエレ・トルセッロが 10 月 12 日に誘拐され、11 月 3 日に解放された（セクション 1.b.を参照）。

2005 年 9 月には大統領の治安部隊の隊員が、違法な写真を撮影し、出席していた催しへの招待状をもっていなかったかどで、サダ・エ・アフガン（Sada-e-Afghan）の記者 2 名を殴打し、8 時間にわたって彼らを拘留したと言われている。当局に対しては、何の措置も取られなかった。

警察は 2005 年 10 月に非イスラム教的な記事、特にシャリア法に対する別の解釈を公表し、姦通と窃盗のかどで告発された者たちに加えられた過酷な処罰、ならびに他の宗教に改宗

するイスラム教徒の権利について述べた記事を公表した冒瀆のかどで、ジャーナリストの Ali Mohaqiq Nasab を逮捕し、有罪判決を下した（セクション 2.c.を参照）。2005 年 12 月に当局は、悔い改めて 2 度と同じことを繰り返さないことを条件に、6 カ月の執行猶予付きで Nasab を釈放した。彼はその後イランに移った。

2005 年に独立のラジオ局であるラジオ・バーミヤンは、非イスラム教的と見なされる番組を放送したために、何度か脅迫を受けた。また 7 月には、タリバンが直接の放送時間を欲してパクティカ州にあるラジオ局に接触した。タリバンはそれまでに、同放送局が伝統的なイスラム教の宗教番組と祈祷を放送するよう要請していた。同局は朝と晩に 1 時間ずつコーランを放送することで、この要請に従った。

1 月にアフガンテレビは非イスラム教的な内容を放送したかどで、メディア監視委員会によって 1,000 ドル(4 万 9,000 アフガニー)の罰金を科された。戦争と平和報道研究所(IWPR)の報告によれば、政府は伝統的価値観に違反したかどでカブールにある民間のテレビ局を厳しく取り締まったという。様々な政府機関に所属する 6 名によって構成され、情報文化大臣を長とする特別メディア委員会によって、罰金が科された。2 月には地元文化に逆行し、それぞれの地方の多くの人々が抱いている保守的な見解に合致しない番組編成を行ったことに対して、地方の 2 つのテレビ局が警告を受けた。

6 月 12 日には国家治安局が会合に数名のジャーナリストを招集した。ジャーナリストには、同国における治安状況の悪化に関する報道、国際連合部隊と ISAF に対する否定的なプロパガンダ、インタビューや報道、国民の士気を低下させ、治安上の問題を引き起こす、または国益に反する記事などの一部の資料に対する制限を含めて、報道行動に対する警告のリストが提示された。これらの新たな政府規制案には、公安上の理由から、タリバンその他の反政府分子に対して行うインタビューの制限も含まれていた。NDS はその後、コピーの作成や配布を行わないよう求める要求を添えたコピーをジャーナリストに配布した。6 月 19 日にカルザイ大統領の大統領府は、政府が制限を加えたことを否定し、この公式指令は、緒についたばかりのメディア部門の発展に手を貸すことの必要性を反映させた要請であるとする声明を出した。

2005 年メディア法の改正案には、「社会の安定、国家安全保障、または領土の保全を危険にさらし、世論を分裂させかねない偽りの情報を提示し、イスラム教以外の宗教の宣伝または振興を行い、国民、特に児童と青少年の身体的、心理的、または精神的な安寧を損なう、あるいは国民を中傷し、侮辱すると見なされる」資料を含めて、5 種類の「放送禁止内容」の追加指定（2005 年 12 月の文案では、追加指定は 4 種類であった）が含まれていた。これらの種類が、「イスラム教に反し、他の宗教や宗派にとって不快であり、暴力や強姦の被害者の身元を開示する、または偽りの告発もしくは名誉毀損を構成する」資料を禁止した 2005 年の文案に追加された。

メディアのメンバーは、政府の制限があるためにタリバンの司令官や指導者にはインタビューを行わないと報じた。オブザーバーも、音楽ビデオなど特定の作品を放送する際には女性の姿の一部にぼかしをかける自己検閲が行われていることを報告している。トロ・テレビは、動作が挑発的すぎるという苦情を受けて、ラテン音楽のスターであるシャキラの演奏を放送することを中止することを選んだ。

メディアのメンバーは、現行法に中傷と名誉毀損についての明確な定義、影響力のある政治指導者やその他の指導者に対して批判を行ったかどで告発される恐れを軽減する、追加条項が記載されていないという懸念を述べた。

2005 年 6 月に高等メディア委員会（Media High Council）は、同国の前最高裁長官に対する名誉毀損のかどでトロ・テレビのジャーナリスト、Massood Qiam を起訴した。この告発はその後、情報・文化・観光省大臣の要請で取り下げられた。明言されているメディア高等評議会の目的は、メディア政策を立案し、承認することであった。情報・文化・観光省大臣がこの評議会の議長を務めているが、評議会には最高裁のメンバー、通信省のメンバーや国会議員も含まれている。民間や個人的なメディアの実績をモニターし、こうしたメディアに対する苦情の処理を担当する民間・個人メディア委員会（Private and Personal Media Commission）もあった。

2004 年に情報・文化省はメディアを監視するために聖職者委員会（Commission of Religious Clergy）の設立を発表したが、委員会のコンテンツ検閲権限はまだ明確になって

いないままである。

政府はメディアに対して、タリバンのプロパガンダと見なされ得る内容は放送しないよう圧力をかけ、タリバンの将校と連絡をとったかどでジャーナリストが拘留され、質問を受けたという報告があった。

煩雑な免許取得手続きが、出版社の運営を制限した。

インターネットの自由

インターネットに対する政府の制限や、政府が電子メールやインターネットのチャットルームをモニターしているという報告はなかった。個人やグループは電子メールによるものを含めて、インターネットを介して意見の平和的な表現に携わることができた。ほとんどの市民はインターネットにアクセスすることができず、コンピュータ・リテラシーとコンピュータの所有率はごくわずかであるが、インターネット・カフェは徐々に一般的になった。長年にわたる戦闘と極端な貧困により、インターネット・サービスの提供を支えるために利用できるインフラが限定された。

学問の自由と文化的催し

政府は大学職員の任命を通じて、非イスラム教的だと見なす講座の内容を検閲したり制限したりすることにより、学問の自由を非公式に制限することができた。年度中に警察は、イスラム教社会においてキリスト教が果たす役割について教室で討論が行われたのを受けてヘラト大学から2名の学生が放校され逮捕された事件で、すべての告発を取り下げた。

b. 平和的集会と結社の自由

憲法は集会と結社の自由について定めているが、この権利は実際には制限された。特に南部と東部でタリバン、アルカイダその他の反政府活動が強まったため、国連機関や NGO は年度中、時として活動を一時的に取り消したり縮小したりすることを余儀なくされた。

集会の自由

物理的な警備の不足や地方当局からの介入により、カブール以外の地域では集会の自由が妨げられた。

2 月には、デンマークの漫画が預言者モハメッドを描いたのに対応して、国中で抗議行動が起きた。警察は暴力的な抗議行動から外国人を保護しようとして、全国で 4 名の抗議行動者を死亡させた。3 月に起きたデモはバグラン州の州都であるプレクムリや国内の他の地域で続いた。

5 月には連合軍の車列を巻き込んだ交通事故を受けて、カブールで暴動が勃発した。この暴動で 17 名が死亡し、200 名以上が負傷した。これとは別に、治安部隊が 16 名の抗議行動者を死亡させた 2005 年 5 月の暴動について、公式の調査は行われなかった。

結社の自由

政党法は、政党に MOJ への登録を義務づけており、イスラム教の原理と矛盾しない目標を追求することを政党に要求している。民族、言語、イスラム教の学派、宗教に基づく政党は認められなかった。政党は一般に、反対や妨害なしに全国で活動を実施することができたが、反政府暴力によって総合的な治安に影響が出ている地域はその限りではなかった（セクション 3 を参照）。ただし、国際危機グループは、登録が妨害された例をいくつか報告した。例えば、パルチャム派の元将軍である Noorul Haq Olomi の率いる統一国民党の登録はほぼ 1 年半も遅らされた。年末時点で、登録されている政党は 91 であった。

8 月にザラル内務大臣は、敵対関係にある部族軍の長の運営する 2 つの政党と北部諸州における暴力とを関連付ける申し立てが浮上したのを受けて、この 2 つの政党の解散を要求した。地元で「ジュンビシュ」と呼ばれ、Abdul Rashid Dostum 将軍を長に戴くアフガニスタン国民イスラム運動とアブドゥル・マリク将軍の率いるアフガニスタン自由党 (Freedom Party of Afghanistan) の党員が抗議行動を行ったため、この 2 つの政党は解散しなかった。

c. 信教の自由

法律は、イスラム教が「国教」であると宣言しているが、非イスラム教徒の市民に対しては、法律によって決定される世間的な良識と平穩の範囲内で儀式を行うことを認めている。この権利は、実際には尊重されていなかった。例えば国内には、公然たる外国人宣教師や、その他の非イスラム教的な信仰重視の組織はなかった。これら集団は社会的迫害を恐れて、慎重な運営を行うことを選択した。法律は、いかなる法律もイスラム教の信条と規定に反することはできないとも定めている。政府はすべての市民に対して、信仰している宗教を告白することを要求し、すべてのアフガニスタン人がイスラム教徒であることを前提としている。イスラム法によれば、イスラム教からの改宗は死刑に値する。近年、この判決は実際には実行されなかった。

アフガニスタン人のキリスト教徒は地下にとどまることを強いられていたため、公然と宗教を実践したり、自らのアイデンティティを明かしたりすることはなかった。年度中にはキリスト教徒に対する嫌がらせや脅迫の報告が散発的にあった。

改宗を禁止する法律はないが、当局は、改宗はイスラム教の信仰に反すると見なしており、死をもって冒瀆と背教を罰することができた。

政府は女性にブルカを着用することを義務づけてはいなかった。一部の女性は個人的選択によってブルカを着用し続けていたが、その他の多くの女性は社会的、または家族的な圧力によってブルカを被らざるを得ないと感じていた。イスラム教の保守的な解釈と地方の習慣に矛盾しないように、地方当局が女性の外見を取り締まる事例は減少し続けた。

公立学校のカリキュラムには引き続いて宗教科目が含まれていた。非イスラム教徒はイスラム教を学習することを義務付けられてはおらず、親による宗教教育に対する制限は行われなかった。シーク教徒など、いくつかのマイノリティ・グループのメンバーは嫌がらせを避けてコミュニティの成員に宗教的、文化的教育を施すために、私立学校を運営した。

年度中に反政府分子は政府を支持している宗教指導者を攻撃し続けた。反政府分子はカンダハルで 10 名を上回る聖職者を殺害し、全国ではその数が 20 名を上回った。これらの攻

撃により、それ以外に 40 名の宗教官僚が負傷した。

社会的な虐待、差別と反ユダヤ主義

非イスラム教徒は学校で差別を受けた。ハザラ人のシーア派の信仰は歴史的に、彼らに対する抑圧を増大させる大きな要素であり、ハザラ人に対しては社会差別が続いた（セクション 5 を参照）。AIHRC はシーク教徒とヒンドゥー教徒の生徒が教師と生徒の双方からの嫌がらせにより通学をやめたが、政府はこうした児童を保護するための対策を実施していないという無数の報告を受け続けた。帰国したシーク教徒とヒンドゥー教徒はカブールその他の諸州で住居と土地を取得するのに苦勞し、差別行為を受け続けたと報じられている。ただし年度中に、政府はシーク教徒とヒンドゥー教徒の礼拝所に無料で電力を供給した。多数派であるスンニ派の住民は歴史的に、マイノリティであるシーア派のコミュニティを差別した。UNHCR のある報告書によれば、シーク教とヒンドゥー教の社会は嫌がらせを受けていることを不満としている。彼らは公の場で恫喝、ならびに言葉の上だけではなく時には肉体的な虐待を受けている。財産という点で見ると、多くの家庭と企業が戦闘中に失われたか占拠された。司令官たちはなお、カブールで一部のシーク教徒とヒンドゥー教徒の不動産を占領していた。ジャララバードとカブールの双方で、これらコミュニティの代表は、帰国してくる家庭を受け入れられないのではないかという懸念を表明してきた。ヒンドゥー教徒とシーク教徒は、特別土地・財産裁判所(Special Land and Property Court) のような紛争解決機構に頼ることができたが、これらコミュニティは実際には守られていないと感じている。ヒンドゥー教徒とシーク教徒は一般に、報復を受ける恐れから裁判所を通じて問題を追及しないことを選び、司令官が彼らの不動産を選挙している場合にはそれがことに著しかった。ヒンドゥー教徒は、彼らの宗教的習慣である死者の遺体を火葬する場所がないこと、一部の教育機関への入学を阻止されていることにも苦情を述べていた。ヒンドゥー教徒は地域社会で隣人から嫌がらせを受けていると報告したが、政府がヒンドゥー教徒を差別したという明らかな報告はない。

ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティによれば、2 月 9 日にシーア派のアシュラ祭の際にヘラトで宗派間の暴力が起こり、6 名が死亡し、150 名以上が負傷する結果となった。地元の官僚は、この暴力はシーア派に敵対するスンニ派コミュニティを扇動して、州

知事のコントロールのきかないところまで状況を進めてしまうために予め計画された者であったと考えている。MOI によれば、元司令官のイスマイル・カーン将軍、元教育局長、元公共工事局長、およびイスマイル・カーン将軍の息子が暴動を計画した。MOI は、殺害されたのは 4 名、負傷者は 147 名に過ぎないと報告した。ヘラトの警察は 11 名を逮捕し、彼らを NDS の監督下に引き渡した。

7 月に韓国の福音派キリスト教徒数百名が、カブール、マザレシャリフ、ヘラトで 8 月初旬に大会を開いて全国的に「平和フェスティバル」を開催することを計画してカブールに到着した。彼らに対する社会的暴力が懸念されることに対応して、政府機関は ISAF および国際社会と協力して、デモ隊とアフガニスタンのイスラム教徒コミュニティとの暴力的衝突を防ぐために、包括的な危機管理計画を策定した。MOI は平和を維持するため、韓国人たちが集まったカブール、マザレシャリフとヘラトの各都市に追加的に数百名の警官を配備した。政府は各都市の周辺にキリスト教徒をまとめて収容しただけでなく、彼らが大集団となって集まるのを阻止するための対策もとった。いくつかの外国大使館と協議を行った後、キリスト教グループは、治安のために集会は開かないことを決定した。

反ユダヤ主義的な行為の報告はなかった。カブールに居住していることが判明している唯一のユダヤ人は、地元のシナゴーク（ユダヤ教会）の世話人であった。彼は、シナゴークのトーラー（ユダヤ教の聖典）が数年前にタリバンの役員によって没収され、それを取り戻すための努力に対して何の反応も得ていないと主張していた。

詳細な議論については、『2006 年国際的信教の自由報告書』を参照されたい。

d. 国内における移動、海外旅行、および出国と帰国の自由

法律は、これらの権利について定めているが、いくつかの法律が市民の移動を制限し、政府は、治安上の利益によって正当化される場合には市民の移動を制限した。

旅券法は女性に対しては、男性親族から許可を得た上で旅券申請の処理を受けることを義務づけている。国内の一部の地域では、女性は地方の慣習や伝統によって、男性親族と一緒にの場合を除いて、家を出ることを禁止されていた。

国内での移動を最も制限したのは、治安の欠如であった。反乱者の暴力、山賊や地雷などが国内の旅行を妨げた。多くの地域では反政府勢力が旅行を困難かつきわめて危険なものとし、住民は恐怖心から夜の移動を行わなかった。

タクシー、トラックやバスの運転手は、治安部隊と武装過激派が違法な検問所を設けて金品を強要することを不満とした。こうした検問所の数は、特に国境の諸州で夜間に増えた。クンドゥズ州では、税関が違法な往来を全くコントロールできず、国境警察の汚職が麻薬や武器その他の物品の密輸を可能にしていると述べている。住民は、ジャララバードとパキスタンの間の検問所や国境横断地点で ANP と国境警察官に賄賂を払わなければならないと報じられた。ハズラ人は、パシュトゥン人なら無料で通過できるアフガニスタンの国境横断地点で余計に賄賂を払うことを要求されると報告している。

法律は強制的亡命を禁止しており、政府は概ね、実際にこの方法を利用しなかった。

AIHRC によれば、イランから本国送還された女性は、家族による市民権の確認または保証が行われるまでは、保護下にとどまらなければならない。

国内難民（IDP）

およそ 4 万人から 5 万人が国内で住む所を追われていると推定されている。戦闘によって被害を受けた IDP の年末の残務取扱件数は年末時点で 13 万 2,000 件から 13 万 5,000 件であった。国連によれば、ヘルマンド、カンダハル、ウルズガンの諸州における戦闘のために、年度中に 8 万人から 9 万人が故郷から逃げ出したという。

国内難民の主な原因には、22 州の 190 万人が慢性的な水と食料の不安に直面したままになっている打ち続く旱魃、難民として暮らしている間に新たなスキルを獲得し、その後都市に住むことの方を好むに至った帰還難民の都市化や、南部におけるタリバンの反乱者と ISAF との戦闘などがある。地方政府は UNHCR、移民研究所（Institute of Migration）、UNAMA や UNICEF と協調して、紛争の被害を受けた IDP に対して地方復興開発省を通

じて援助を行った。IDP が国内または国際的な人道組織へのアクセスを拒否された事例の報告はなかったが、農村部では、IDP への援助の地元での配分に干渉する汚職の例が散発的にあった。年度中に援助を受けて帰還した IDP の数が最も多かったのはジュズジャー、ファリアブ、ヘラト、ザブル、カンダハルの諸州であった。

難民の保護

1951 年難民の地位に関する条約が 2005 年に批准されたが、保護施設または難民資格の供与について定める地方法は存在しない。アフガニスタンは実際には、難民を帰還させ、帰国する自国の難民にサービスを提供しようとする過程にあった。保護または難民資格を得ようとして公式の政府援助を求めている他国人の例は明らかになっていない。

政府は、難民または保護を求めている人々に庇護を提供する制度を確立していなかった。法律は、1951 年難民の地位に関する国連条約およびその 1967 年議定書に則しての庇護または難民資格の供与について定めておらず、政府は難民に保護を提供する制度を確立していない。政府は実際に、迫害を受ける恐れのある国への送還に対して保護を行わなかった。政府は難民資格または庇護を与えなかった。過去 5 年間で 470 万人の難民がアフガニスタンに送還された。年度中に 22 万 4,000 人を上回る難民が帰国し、UNHCR が 13 万 9,000 人を上回る難民を支援した。UNHCR は、およそ 340 万人の難民がまだイランとパキスタンに暮らしていると推定した。女性と児童が難民人口の 75 パーセントを占めていた。年度中に UNHCR が援助した帰国の件数は大幅に減少したが、自発的な帰国は微減しただけであった。2005 年 8 月から 10 月にかけて大量の難民が同国に帰国したのは、パキスタンの連邦直轄部族地域の難民キャンプがすべて閉鎖されたためであった。これら難民の 5 分の 1 は 2005 年末の時点で、避難所なしに暮らしていた。パキスタン国内にあるその他のアフガニスタン人難民キャンプはまだ開いていた。散発的に起きる戦闘やそれに関連しての治安上の懸念だけでなく旱魃も、一部の難民の帰国意欲をそいだ。パキスタンでは、年度中の閉鎖を予定されていたアフガニスタン人難民キャンプがまだ開いていた。

クチ族の遊牧民が中央高原にある伝統的な放牧地に帰るのをハズラ人が妨害し続けた一つの理由は、クチ族が親タリバン的で、1990 年代に行われたハズラ人の虐殺に加担していた

とされているためであった。

年度中にパキスタンから帰国した難民はナンガルハル州のタンギに定住した。ナンガルハル州のシェルザイ知事は、もともとナンガルハルのすぐ北にあるクナル州の出身であった帰還難民にその土地を与えると口頭で約束したが、クチ族がその土地は自分たちのものだとして主張してこれに抗議した。年末時点でこの紛争は未解決のままであった。

セクション 3 政治的権利、すなわち市民が政府を変える権利の尊重

憲法は、市民には平和的に政府を変える権利があることを定めており、市民は 2005 年 9 月の国会議員選挙で、30 年以上ぶりにこの権利を実際に行使した。

選挙と政党

2005 年 9 月に市民は、市民の大多数によって信頼がおけると見なされた選挙で、ウォレシ・ジルガ、すなわち国民議会の下院の議員 249 名が選出された。上院にあたるメシュラノ・ジルガの議員は、大統領と州議会の指名によって選ばれた。2005 年 12 月の議会の開始以降、国会議員は概ね協力的に活動した。国民は 2004 年に、国民の大多数にとって容認可能な選挙で、ハミド・カルザイを民主的に選出された初めの大統領に選出したが、オブザーバーは有権者と候補者、特に女性に対する広範な恫喝を含めた不法行為に気が付いた。

AIHRC と UNAMA は、地方公務員が 2004 年と 2005 年の選挙の結果に影響を及ぼそうとしたと報告した。選挙管理委員会は国会議員選挙期間中に 5,397 件の不服を受理し、選挙違反による 3 名を含めて 37 名の候補を（6 千名以上の中から）失格とした。過激派は国政選挙を頓挫させるために、選挙期間中に民間人と選挙管理委員を標的にした。HRW によれば国の南部と南東部で、選挙に反対する反政府勢力は登録有権者の 3 分の 1 近くまで投票率を下げることに成功したという。タリバンのスポークスマンは、国会議員候補全員を優先的な標的にすると宣言し、反政府勢力は 2005 年に国会議員候補 7 名、選出された国会議員 2 名、少なくとも 4 名の選挙労働者を殺害した。2005 年 6 月にウルズガン州の州議会議員候補が正体不明の襲撃者に殺害された事件、2005 年 8 月にカンダハル選出の女性国会議員候補の命がねらわれた事件や、2005 年 8 月にヌリスタン州選出の女性国会議員候補の

Hawa Alam Nuristani が銃撃されて負傷した事件の捜査には全く進展がなかった。バルク州知事が暗殺に関与していたと申し立て者があったが、この襲撃に関しては別の容疑者 3 名が拘留された。MOI によれば、この 3 名の男性は 2005 年 9 月に起きた国会議員候補のモハンマド・アシュラフ・ラマザンの殺害に関連して逮捕された。MOI はその後、容疑者 1 名を釈放したが、他の 2 名は年末時点で NDS に拘留されたままであった。

政党には確立された伝統はないが、国民議会では政治団体が発展を続けた。かつての部族軍の長や司令官の多くが議会の議員として活動した。その一部は他の議員に恐怖を与えたり恫喝したりして、自分たちに好ましい投票をするよう影響力を行使したという報告があった。

これまでの諸年度とは異なり、政府はタリバン以外の政党を活動禁止にしなかった。公認された 90 を上回る政党が MOI に登録された。

政党は一般に、反政府暴力が総合的な治安に影響を及ぼしている地域を除いて全国で活動を行うことができた。AIHRC と UNAMA は、官僚が時として政党に干渉したが、その原因は主に市民の政治的権利に対する認識を欠いているためであったと報告した。政党は、大いに自己検閲も行った。国内の一部の地域では、政治活動が明らかに妨害されたり縮小されたりした。年度全般を通じて、政党にとっての状況は改善し続けた。

ウォレシ・ジルガの 249 議席の内、法律で 68 議席は女性に割り当てることが義務づけられている。全議席のおよそ 25 パーセントも、各州議会の女性のためにとり置かれた。州の女性議員用の議席が 5 席、空席のままになっていたのは、3 つの州で女性候補者の数が不足していたためであった。メシュラノ・ジルガでは、大統領によって任命される 34 議席の内の 17 議席が女性のために取り置かれた。カルザイ大統領の内閣には、年末時点で女性閣僚が 1 人いた。最高裁判事に女性は任命されなかったが、年度中に検事総長はヘラトに初の女性検察局長を任命した。ウォレシ・ジルガには 68 名の女性議員を含めて 249 名の議員、メシュラノ・ジルガには 22 名の女性議員を含めて 102 名の議員がいた。パーミヤン州には女性知事がいた。

女性による政治参加はある程度の容認を得るようになったが、この潮流に抵抗を続ける分子がいた。活動的な女性公人はタリバンから法外な脅迫と暴力を受けた。2 月にはある女性議員がパルワン州で襲撃されたが、無傷で難を逃れた。その他の女性議員は暗殺の試みや暴力、殺人の脅迫を避けて常に動き回ることを強いられた。9 月にカンダハル州の女性問題局長のサフィア・アマ・ジャンが出勤途中に暗殺された。11 月にはカンダハル州で女性の州議会議員の殺害未遂事件が起きた。国内の南部と東部の諸州では、女性問題局長 5 名に対して脅迫が行われた。ガズニ州の女性の教育局長も数回にわたって殺人の脅迫を受けた。2005 年に反政府勢力は、選挙に関わっていた女性を標的に暴力的な攻撃と脅迫を行い、女性議員候補 633 名の内、51 名が立候補をとりやめた。

ウォレシ・ジルガの 249 議席の内、10 議席をクチ族に割り当てることが法律で義務づけられている。マイノリティが政治活動に参加することを阻止する法律はなかったが、様々な民族グループが、マイノリティとされる州で地方政府の職に平等に就けないことを不満とされていた。例えば南部のいくつかの州において多数派であるパシュトゥン人は、自分たちが多数派でないヘラト州とカピサ州では地方政府で働く平等な機会を与えられていないと主張した。対照的に、ガズニ州などのその他の州は、地方政府にいくつかの民族集団が代表を出していることを誇りとしていた。

政府の汚職と透明性

不法な麻薬取引に閣僚レベルの関与があることを含めて、政府の汚職は広く国民に認識されていた。大統領は州知事や警察局長その他の官僚数名を更迭したが、これは彼らの汚職が原因だと報じられた。国境警察のハジ・ザヒル司令官は夏に汚職の申し立てがあったことを理由に辞職を求められたが、それを拒否した。MOI はザヒル司令官のもとで活動している警官への給与の支払いを停止したが、ザヒルは彼らへの給与の支払いを続け、さらに 1,000 名を上回る警官に資金を提供して、基本的には自腹で民兵を形成したと報じられた。新たに任命された検事総長は、汚職のかどで政府職員数名を逮捕した。

政府の汚職は、政治的な説明責任の欠如と政府支出の監視能力の欠如が、給与の低さや、省庁が監査態勢をとっていない多額の国際的資金の流入と相まったために悪化した。年度

中に議会はいくつかの省庁を統廃合して公務員の給与を総合的に引き上げるという提案を審議した。オブザーバーは、麻薬の売買に関与していたり、過去に人権侵害の経歴があったりする州知事が、それほど罰を受けずに大統領による様々な任命職に就いていると述べた。HRW は 12 月 12 日に、ムジャヘディン時代にひどい人権侵害者として鳴らした数名の政府高官を名指しし、彼らを裁くために特別法廷を開くことを求める記者声明を出した。カルザイ大統領はこれらの高官を弁護し、問題となっている高官たちは国内平和を確保する上で積極的な役割を演じたと自分は確信していると述べた。この申し立てとそれに対する対応により、過渡的司法に対する国内論議が再燃した。年末時点において、MOI は汚職と人権侵害のかどで、州の警察局長数名の免職を再検討していた。

憲法は、政府情報の取得が他者の権利を侵害しかねない場合を除いて、この情報を取得する権利を国民に与えている。政府は一般に、実際に政府情報へのアクセスを提供したが、地方レベルの公務員は情報請求に対してそれほど協力的ではなかった。政府の能力不足も、情報へのアクセスを深刻なほど制限した。

セクション 4 人権侵害の申し立てに対する国際的な調査および NGO による調査に対する政府の態度

国内的、国際的な多種多様な人権団体が、一般的には政府の制限を受けずに活動し、人権事件に関する調査を行ってその結果を公表した。これら団体の見解に、政府高官が協力的に対応した事例があった。これらの人権団体のいくつかはパキスタンに本拠があり、アフガニスタンに支部を置いている。国内の一部地域では治安と社会の安定が欠如しているため、これらの地域では NGO の活動が大いに縮小した。

NGO、国際援助労働者や被援助者が攻撃を受けた事例が 57 件あった。NGO のスタッフ 31 名が殺害され、これは 2005 年の 33 名から見れば減少であったが、2004 年の 23 名に比べれば増加である。年間のほとんどを通じて、NGO は反乱者の直接の標的ではなかった。しかし年末にかけて、反乱者が NGO 労働者を直接に脅迫し、攻撃している証拠が増えた（セクション 1.a.および 1.g.を参照）。

政府は 2005 年 6 月、NGO として活動している営利会社の数を減らそうと新たな NGO 法

を通過させた。多くの NGO は、NGO の振りをしてこの制度を利用する組織と自らを区別するための方法として、この措置を支持した。政府は 2 月に、経済的詐欺と汚職で告発された 1,600 を上回る NGO の免許を剥奪した。地元の職員が HRW を含めて、国内の人権状況をモニターしているいくつかの国際的 NGO を運営した。政府は確かに国際的な政府組織に協力し、これら組織がアフガニスタンを訪問することを許可した。

憲法による負託を受けている AIHRC は、国内における人権問題に対処するという役割を果たし続けた。9 名の任命メンバーによって構成されるこの委員会は、概して政府とは独立して行動し、しばしば政府機関や政府措置に対して強い批判を口にし、人権侵害についての一般の苦情を受理し、調査を行った。AIHRC はカブール以外に 10 ヶ所の事務所を運営し、引き続いて妥当な影響力をもつ組織であり、事件を文書で証明する有効な能力を示し、国民の意識を高めると共に、人権に関する国家政策に影響を及ぼした。このことは、AIHRC が草案の一部を（国連と協力して）立案し、大いに振興した暫定的司法計画である「真実、正義、和解のための国家行動計画」によって立証されている。AIHRC の女性議長である Sima Samar 博士は非公式にはあるが、政府閣僚と同等の地位をもち、日常的にカルザイ大統領と面談した。AIHRC は年度中に、2007 年初頭から種々の人権侵害に関して信頼のおける統計を出せるように、包括的なデータベースの開発を開始した。AIHRC には、人権擁護や報告を受けた個々の事例への介入に集中できるだけの十分な資源がなかった。

ウォレシ・ジルガには人権問題を扱う、男女平等・市民社会・人権委員会、麻薬・中毒性品目・倫理的侵害対策委員会、司法行政改革・汚職防止委員会の 3 つの議会委員会がある。メシュラノ・ジルガでは、男女平等・市民社会委員会が人権問題を扱っている。年度中にこれらの委員会は、議会で審議された数件の法案を精査し、大統領任命を受けた者数名に関して確認のヒアリングも実施した。

セクション 5 差別、社会的虐待、および人身売買

憲法は、国民の間におけるいかなる差別も禁止されると述べている。法律は、男女の平等な権利について定めているが、国内の多くには、女性を差別する地方の習慣や慣習が蔓延していた。人種、性別、障害、言語、社会的地位に基づく平等な権利は、法律においては明らかに言及されていなかった。人種と性別に基づく差別が行われているという報告があ

った。差別のひどさは地域により、また女子教育や女性の雇用に対する地方指導者の態度や地方の習慣によって異なった。マイノリティであるシーア派は多数派であるスンニ派の住民から差別を受けた。ハザラ人は国境の検問所で差別を受けた。女性起業家は地元の市場で原材料を買おうとして高い価格を請求されるという差別を報告した。

女性

都市部の女性は公人としての生活、教育、医療、雇用へのアクセスの拡大へと向けて大いに前進し続けたが、タリバン時代の教育機会の否定や雇用機会の制限は依然として、多くの女性がその置かれている状況を改善する能力を阻み続けた。政府と NGO は可能である場合には常に女性の権利と自由を推進し続けたが、女性閣僚の数は 3 人（女性問題省、殉教者・障害者省、青少年省）から 1 人（女性問題省）に減らされた。女性問題省（MOWA）によれば、全国の政府職員に女性が占める割合は 25 パーセントに満たなかった。最高裁判事に女性はいなかった。議会のウォレシ・ジルガでは、女性が第二副議長の席にあった。それでも、特に村や農村部では、女性はいまなお蔓延する人権侵害を受け、法律と憲法に基づく自らの権利についての知識がないままであった。

家庭内暴力を明示的に違法とする規則や、家庭内暴力によって被害を受けている女性の数についての正確な統計は存在しなかった。家庭内暴力の被害者のためにシェルターを運営している女性技能開発センター（Women's Skills Development Center）の所長は、家庭内暴力はほとんどの家庭で行われているが、社会がこの慣習を容認しているために、概ね報告されずに済んでいるのだと述べた。家庭内暴力は、女性と児童を殴る形で起きるのが通例で、それほど多くはないが、他の家族が女性に火をつけることもある。AIHRC は年度中に、女性に対する暴力に関する統計データを集めるための追加的努力を開始した。1 ヶ月にわたるあるパイロット・プロジェクトでは、カブールとカンダハル州の複数の市で 96 件が報告されたが、これとは対照的に、既存の全国的回路を通じて報告されたのはわずか 362 件であった。政府は国連人口基金の援助を得て、女性と児童のニーズを取り上げるための初の特別保安ユニットも設立した。1 月に創設されたこのユニットは、女性と児童に対する暴力の被害者に援助を提供するためのものである。このユニットには婦警が配置され、苦情の申し立ては秘密が保たれた。

統合地域情報ネットワーク（IRIN）によれば、カブールにある 4 ヲ所のシェルターが 100 名を上回る女性と少女を収容していた。これらのセンターは MOWA その他の政府機関の支援を受け、家庭内暴力から逃れたり、家庭の確執を理由に法的な支援を求めたりしている女性に保護、宿泊施設、食料、訓練や医療を提供することを目的とするものであった。MOWA によれば、毎日最高で 20 名の女性と少女が MOWA の法務局に委ねられたという。しかし、特殊シェルターのスペースは限られていた。カブールにある 4 ヲ所の安全な宿泊所に居場所を見つけることのできなかった女性の多くは、最終的に刑務所に入った。カブールのあるシェルターは、女性の最多収容人数が 20 名なのに、年度中に女性 26 名と児童 8 名を収容したと報告した。2003 年の開所以来、およそ 120 名の女性と少女が避難所を求めてこのシェルターを通過した。

いくつかの女性の権利擁護団体は、中央政府が地方裁判所宛ての書簡で、家庭内暴力や強制的結婚の事件で裁判を受けている数名の女性に有利になるように国内法とシャリア法について説明する、という形で非公式に介入したことを報告した。

法律は、強姦は死刑をもって罰すべき犯罪だとしているが、この処罰は配偶者間の強姦には及ばなかった。MOI によれば、年度中に 260 件の強姦事件が報告された。その内 146 件は女性に対する強姦であり、114 件は男性に対するものであった。MOI は、強姦事件に関連して 409 件の逮捕が行われたと報告したが、判決に関する統計は出ていなかった。強姦は、被害者が社会的に烙印を押されることがからむため、記録することが難しいが、女性と少年に対する強姦と女性に対する家庭内暴力は引き続いて深刻な問題であった。強姦事件では、被害者が結婚に不適だと見なされることが多く、さらには強姦された結果として罰を受けることさえあって厳しい社会的報復を受けることになるために、その大多数は決して報告されなかった。

北部地域では司令官が女性、特にパシュトゥン人家庭の女性を性的暴力の標的にした。2005 年には東部、北部、中央部の諸州で、地方の部族軍の長に忠誠を誓った兵士と司令官が少女、少年と女性を強姦したという、信頼のおける報告が少なくとも 4 件あった。その内の 1 件では、警察が加害者 2 名を逮捕したが、年末時点では事件にはまだ決着がついていなか

った。AIHRC は 2005 年中に、このような事件の報告を全部で 21 件受け、年度中にさらに 12 件の報告を受けた。MOI は女性に対する強姦を 134 件、少年に対する強姦事件を 103 件記録した。

殴打、強姦、強制的結婚、誘拐、名誉殺人を含めて、女性に対する社会的暴力が根強く続いた。こうした事件は報告されないままになるのが一般的で、虐待に関する情報のほとんどは実例を示すものに過ぎなかった。その例として、2005 年 11 月に Farid Majid Naia はヘラト州で、妻である詩人の Nadia Anjuman を殴り殺した。Naia は Anjuman を殴ったことは認めたが、死ぬ前に殴るのはやめたと主張した。ナイアは、アンジュマンが服毒したと主張したが、検死解剖は認めなかった。年末時点で、ナイアに対して進行中の調査についての情報は得られなかった。強制的結婚は、何世代にもわたって続く暴力のサイクルや家庭の問題と相互に絡み合っていることが多かった。その例として、AIHRC は、夫が 25 年以上にわたって繰り返し妻を殴っていたカブールのある家庭の例を報告した。この夫婦の 4 歳になる娘は、暴力を目撃した結果、心理的に問題があると診断され、20 歳の息子は結果的に家から逃げ出した。

NGO の報告によれば、何十万人もの女性が夫、父親、兄弟、武装者、並行的な法体制、警察や司法制度といった国家制度の手による虐待を受け続けた。女性に対する暴力は社会によって広く許容され、広く行われている。虐待者が起訴されることはまれで、女性に対する暴力的な攻撃、強姦、殺人についての不服の申し立てや女性の自殺について調査が実行されることはまれであった。事件が裁判所に持ち込まれても、被告は無罪とされたり、軽い刑を受けたりすることが多かった。強姦を訴えた女性は閉じ込められ、ジナの罪を犯したと言って告発された。

強制的結婚は依然として、蔓延する問題であった。AIHRC のこれまでの報告は、すべての結婚の 60 から 80 パーセントが強制的なものであると推定していた。AIHRC は、結婚のおよそ 40 パーセントが強制されたものだとは推定し、この結婚を、女性が自身で配偶者を選ぶことは認められないが、家族が選んだ男性と結婚しないという選択をすることは可能な「仕組まれた」結婚である別の 20 パーセントとは区別した。年度中に AIHRC は強制的結婚を 213 件記録した。焼身自殺事件が 106 件報告されたが、その内の数件は、強制的結婚に抗

議する女性であった。

大統領命令によって禁止されたにもかかわらず、女性または少女を交換したり売ったりすることは依然として、紛争を解決する、または借金を清算するための慣習的な方法であった。国連女性開発基金（UNIFEM）によれば、18歳のロジナが父親によって50代の男性と結婚するために売られたのはその例であった。彼女は結婚を拒否して殴られた。

AIHRCは年度中に、紛争に決着をつけるために女性が別の家庭に与えられた事件を41件記録したが、実際の事例数はもっと多いと考えている。年度中の初期には、バダクシャン州の有力政治家の息子と婚約した13歳の少女の件で大きな話題を呼んだ事件があった。この少女はこの男性との結婚を拒んだため、その村の住民に石投げをさせると脅かされた。事件は最終的に最高裁まで持ち込まれたが、地方政府と中央政府との間での静かな交渉により、事件は取り下げられ、非公式な仲裁がなされた。その少女は、政治家の息子と結婚しなくてよかった。

名誉殺人も相変わらずの問題であった。AIHRCは年度を通じて合計で50件を記録した。AIHRCは年度中に、1人の少女が兄によって強姦された事件を報告した。この強姦によって妊娠した少女は、事件を親に打ち明けざるを得なかった。家名を守るために、両親はこの少女に火をつけ、少女は3日後に死亡した。年末時点で、当局はこの事件についての調査を行っていなかった。コナル州のワタプール県で2005年12月に起きた名誉殺人についてはその後の進展はなかった。

MOIの統計によれば、年末時点において、全国で243名の女性が拘留されていたが、その内172名が既決囚で懲役刑を宣告されており、残りの62名はまだ公判を受けていなかった。多くの女性は、結婚相手の選択に関して家族の願いに逆らったためや、姦通の容疑で、またはもともと離婚を認めておきながら、離婚した妻が再婚すると翻意した夫が申し立てた重婚罪の容疑で収監された者を含めて、家族の要請で刑務所に入れられていた。女性は、妻を捨てておきながら妻が再婚した後に再び現れた夫から、重婚の告発を受けることもあった。多くの女性囚は、夫を殺した罪にも問われていた。

2005年にガズニ州の警察は、13歳のAgelaを見つけた。Agelaは、ひどく歳の離れたかつての夫が彼女と新しい夫を逮捕させた後、5年の懲役刑を言い渡されていた。Agelaの家族は、彼女が5歳の時に55歳の男性と結婚させた。その男性はAgelaが8歳の時に結婚についての考えを変えて、Agelaがもっと若い男性と結婚するよう取り計らった。彼女は離婚できて再婚した。しかしパキスタンで2年間を過ごしてから帰国したこの最初の夫は考えを変えて、彼女と、その再婚した夫を逮捕させたのであった。

一部の女性が拘置所で暮らしていたのは、家庭内暴力のせいや、強制的に結婚させられそうのために家から逃げ出したためであった。17歳から21歳の年齢の少女数人がポリチャルキー刑務所に拘留されたままだったのは、虐待的な強制的結婚から逃げ出したところを捉えられたからであった。

女性用シェルターという考え方が、社会でまだ広く容認されていなかったのは、多くが不信の目でシェルターを遇し、その有用性を理解していなかったためである。その結果、シェルターの多くの所在は、公に明かされていなかった。家庭内暴力の被害者を助けるよう訓練された婦人警官は、被害者に手を差し伸べることをせず、犠牲者が警察署に姿を現すのを待つよう指示されていることを不満としていた。家庭内暴力を報告することが社会的には概ね受け入れられていないため、これら婦人警官の仕事は大いに妨げられた。UNIFEMは1月24日、家庭内暴力、苦境にある児童、女性の犯罪被害者を扱う新設の家庭対応ユニット(Family Response Unit)がカブールで活動を開始したことを報告した。これにより、婦人警官は女性と児童に対する暴力と犯罪に対処すること、女性容疑者に対する尋問、拘留、調査を行うこと、女性の犯罪被害者に支援を提供すること、およびコミュニティにおける女性の安全を確保することができるようになった。

焼身自殺を犯す女性についての関心が高まったが、焼身自殺はほとんどの場合、強制的結婚のような家族の抑圧的状况から逃げ出すためであった。包括的な統計はまだ出ていないが、AIHRCは今年全国で少なくとも106件の焼身自殺を記録し、その他の組織は、過去2年間で焼身自殺が全体的に増えたことを報告している。AIHRCによれば、記録された件数が最も多いのはヘラト州であったが、AIHRCの役員は、カンダハル州の方が実際の件数は多いが、カンダハル州のような保守的な地域では家族の問題に公の注意を引くのは認めら

れることではないために、報告件数が少ないのだと考えていた。ヘラト州では、事件の平均件数は1ヵ月あたり18件から20件であったが、すべてが正式に報告されたわけではなかった。AIHRCには、ほとんどの焼身自殺は虐待的な結婚から逃れたり、望まない男性と結婚するのを避けたりするために起きたことが判明している。UNIFEMは、カブールの未亡人5万人の内の65パーセント以上が、虐待的な結婚や強制的結婚の中にとどまることに代わる唯一の選択肢は自殺であると考えていると報告した。

売春は非合法であるが一般的に行われていた。多くのオブザーバー、ジャーナリストや国際機関は、「一時的結婚」は売春の一つの形であるとも考えていた。一時的結婚は、持参金と交換の1日から数ヵ月間の短期結婚を認めている。いくつかの中国料理店は、売春の斡旋が行われる売春宿の受付の役割を果たしていたと考えられている。

人身売買は依然として、拡大しつつある問題であった。外務省(MOFA)と国際移住機関(IOM)は、年度中に商業的な性的搾取のための女性の人身売買が増えたと報告した(セクション5、人身売買を参照)。

性的嫌がらせを具体的に禁止する法律は存在しなかった。イスラム教徒の女性に対する性的嫌がらせは一般的に、社会的に容認可能なものとは見なされていなかった。外国人女性に対して嫌がらせが行われたという報告があった。

MOWAは、女性のニーズを査定しそのために闘うことを責任としている主な政府機関であり、ほとんどの州に州事務所をもっているが、深刻な能力不足と、どうしたら女性のニーズに最もよく対応できるかが明確に定義されていないことが問題となっていた。いくつかの国際機関と外国大使館が、MOWAの資金と能力不足への対応作業を行っていた。MOFAにも、女性問題を扱うユニットがあった。

地方の家族・財産法は女性をあからさまに差別してはいないが、実際の法律知識がわずしかない国内のほとんどの地域では、女性に対して差別的である場合の多いシャリア法と部族の習慣に年長者が依存していた。強姦事件では、女性が事件の目撃者を複数出すことが義務付けられているのに対して、男性は合意の上でのセックスであったと主張すればよ

いだけであるため、目撃者のいない女性は姦通で有罪とされることがしばしばである。全体としてみると女性は、裁判長を務める年長者がすべて男性である部族地域では裁判をほとんど、または全く利用することができないと報告しており、いくつかの村では、女性は紛争を解決するために裁判所に訴えることを認められていなかった。一部の地域での女性差別は特に過酷であった。一部の地方当局は、農業における伝統的な女性の労働は別にして、家庭以外のすべての雇用から女性を排除したし、一部の地域では、女性は男性親族と一緒にの場合を除き、外出を禁止されていた（セクション 2.d.を参照）。メディア・政策・市民社会協会によれば、2005 年にロガル州の女性は、町の中で地域のラジオ局のある地区に行くことを禁止され、男性ジャーナリストは記事のために女性にインタビューするのを認められない場合がしばしばであった。また 2005 年にパクティカ州では、国民議会の複数の女性議員候補者が、女性は家を出ることを認められておらず、学校に通うことを禁止され、家庭外で活動を行うためには男性年長者の許可を必要とすると報告した。UNAMA は、カブールで女子学生が男性親族により、国外の大学に通うのを禁止されたと報告した。年度中に南部の諸州では、学校に通うことを許可された女子の数が他の地域よりも少なかった。

政府は 2004 年に初の婦人警官ユニットを設け、年度中には少数の女性が警察に就職し始めた。ただし、婦警は同僚の間で平等な立場にある者として受け入れられ難いと感じているという報告があった。例えば 2005 年にクンドゥズ州の 6 名の婦人警官は差別と敵意の対象となり、就職後の最初の 4 ヶ月間を警察の清掃に費やした。婦警の給与は 60 ドル（3,000 アフガニー）で公式の給与より 10 ドル（494 アフガニー）低く、暴力の脅しを受けて制服の上にブルカを着用することを強制された。MOI は、婦警の採用が難しいのは、文化的な相違のためであると報告した。婦人警官は上司によって取り扱いがまちまちであることや同僚からの敬意が欠如していることについて、度々不満を述べた。ANP の要職の中には、女性の准将が 1 名いた。

一部の女性は、個人的な選択によってブルカの着用を続けたが、その他の女性の多くは嫌がらせ、暴力に対する恐れや家族に恥をかかせるという恐れから、ブルカを着用せざるを得ないと感じていた。地方当局がイスラム教の保守的な解釈と地元の習慣に合致しているかどうか、女性の外見を取り締まる事例は減少し続けた。

商務省には女性起業家局があった。商工会議所の理事会のメンバーに数名の女性が入っていた。

児童

弱い立場にある児童とその家庭の関心事を取り上げることに對して政府が示す熱意と意思は増したが、今年初頭に AIHRC が発表した報告は、同国の民法が家族から独立している児童の権利や財産管理の問題に十分には対処していないことを断言していた。5 月 16 日に政府は、弱い立場にある児童と家庭に対する配慮を高めるために殉教者・障害者・社会問題省が UNICEF その他の提携機関の支援を得て立案した、「危険にさらされている児童のための国家戦略 (National Strategy for Children at Risk) (NSFCAR)」に着手した。

法律は中等レベルまでの教育を義務教育とし、大学、または学士レベルまでの教育を無料にすることを定めている。MOE によれば、初等学校と中等学校は 9,033 校あった。地方当局は、就学状況にある程度向上させた。MOE が着手した復学キャンペーンにより、2003 年には 420 万人であった就学児童の数が年度中に 520 万人を上回るまでに増えた。UNICES は今年、130 万人の女子を含めて 200 万人 (54 パーセント) が学校に行っていないと推定している。MOE の数値によれば、教師の 40 パーセントが専門的認証を受けていた。

MOE は、今年の女子の就学率を 40 パーセントと推定した。UNICEF はこれをさらに細分して、女子の 40 パーセントが小学校に通っているが、中等学校まで進むのは 5 パーセントに過ぎないと推定している。世銀や数多くの NGO は、女子の就学率を 32 から 35 パーセントと推定した。女性の識字率についての推定値には、5 パーセントから 13 パーセントまでのばらつきがあった。

援助国による学校の再生や教師の研修努力、NGO を利用しての教育提供の増大が実を結んで、国内の大部分において女子の就学率が高まった可能性がある。年末時点における全国的な就学率に関して、最新の正確な情報は出ていなかった。県の 3 分の 1 近くといくつかの州には、女子の通う学校がなく、カブールなどの安全な地域においてさえ、男性は家族の女子が通学することを認めなかった。就学している女子の数が増えても、州によってそ

の数字には大きな不均衡があり、一部の地域では就学率は 15 パーセント程度でしかなかった。

ほとんどの地域において、男子と女子は小学校では共学だが、中学校や高校レベルになると別学となっていた。国連によれば、学校は依然として退学率の高さと深刻な教師不足、特に女性の教師不足で苦勞していた。MOE は、平均すると都市部の女子は高校を終了すると学校に通うことをやめるが、村落部においては、12 歳か 13 歳で学校に通うことをやめるという。

タリバンその他の過激派が学校、特に女子校の役員、教師や学生を脅迫したり物理的に攻撃したりしている一部の地域では、暴力が依然として教育への参加を阻んでいた。学校関連の暴力の大多数が、南部（ヘルマンド、ファラー、ザブル、カンダハル、ウルズガン、ガズニ）と国境地域（パクティア、パクティカ、コスト、クナル、ロガル）の 11 の州で起きた。MOE は、年度中に 198 校が襲われ、攻撃を理由として 370 校が閉鎖されて、22 万人近くの生徒が教育を受けることを妨げられたと報告した。

1 月 3 日に過激派は、ザブル州にある共学高校のマリム・アブドゥル・ハビブ校長の首をはねた。この殺害事件に先立って、ハビブ校長は学校での女子教育を停止するようという警告も受けていた。7 月に過激派は 6 名の教師を拉致し、目隠しをして殴打した。7 月にはまた、時限爆弾によってヘラト大学で女子学生 1 名が殺された。8 月 8 日には正体不明の襲撃者が、ガズニ州のカラバグ県で県の教育長を誘拐した。彼は 2 日後に、殴られ撃たれて死んでいるのが見つかった。彼を襲撃した者たちは、殺害の前に明らかに女子教育をやめるよう彼に警告していたが、彼はそれを拒んでいた。夜遅くに町中に脅しをかける匿名の手紙を貼るという、一般的に行われている恫喝の形である「ナイトレター」により、ガズニ州の教育長であるファティマ・ムシュタク女史に対して脅迫が行われていたことも明らかになった。12 月 9 日には 2 名の女性教師がクナル州で殺害された。報道によれば、この 2 名の女性教師は女子教育をやめるよう警告する殺害の脅迫を受けていたが、脅しに従うことを拒否していた。殺し屋たちは彼女らの家に侵入して、他の家族 3 名と共に彼女らを殺害した。年末時点で、政府はまだこの事件についての調査を行っていた。

学校襲撃に関する HRW の報告書によれば、タリバンその他の過激派による襲撃が県全体ですべての学校の閉鎖につながった県があった。安全でないという理由で女子生徒が通学を中止させられた県もあった。それよりさらに一般的だったのは、モスク、学校周辺、生徒と教師の通学路に通学をやめるよう警告し、いかにも起こりそうな暴力の脅しをかける「ナイトレター」が配布されたり、その後に実際に襲撃が行われたりすることであった。学校やその職員に対する物理的な襲撃や脅迫が原因となって学校が閉鎖されたのは、校舎が破壊されるか、教師と生徒が恐怖で通勤通学ができなくなるかのいずれかによるものであった。周辺地域の学校も往々にして閉鎖された。アフガニスタンの教育担当官たちは、平均して 1 日に 1 校が襲撃されていると述べている。実際に生徒が通学している地域では、教育の質がきわめて低かった。学校が継続している場合でも、保護者は恐怖心から子供たち、特に女子を学校に送り出すことのできない場合が多かった。

児童は十分に医療を受けることができなかった。国内には小児用病院が 1 つしかなく、カブール以外に住む者にとって容易に行けるものではなかった。幼児死亡率の統計は依然として低調であった。UNICEF は、児童の 4 人に 1 人は 5 歳までに死亡すると推定していた。保健省の調査で、5 歳未満の児童の 54 パーセントが慢性的栄養不良であることが明らかになった。

児童虐待は、一般的なネグレクトから肉体的虐待、遺棄、家族の借金を返済するための監禁労働までの幅があるが、この国全体の風土によるものであった。その例として、2005 年にある 6 歳の女児の両親は、その女児の兄が別の家の娘との婚約を破棄した後、女児を女中として働かせるためにその別の家に引き渡した。法律に反してはいるが、学校で体罰が行われることは珍しいことではなかった。一部の児童は手を叩かれ、縛られて足裏を打たれた児童もあった。7 月のあるニュース報道によれば、ヘラト州のある 9 歳の女子は学校であまりにも叩かれたので、怖くて学校に行けなくなった。UNHCR の最近の報告書によれば、司令官、部族指導者その他の快楽の対象として少年を利用する慣習は決して稀なできごとではなかった。こうした関係は、より有力の年長者が一部の家庭や青年男子の経済的窮状に乗じて彼らに選択の余地を残さない、強制的で機会に乗じるものであることが多かった。司令官による性的搾取のために少年が拉致された事件も数件記録された。MOI は、年度中に少年の強姦事件を少なくとも 130 件記録した。児童虐待の被害者を保護するため

の、児童労働法その他の法律は存在しなかった（セクション 6.d.を参照）。

児童虐待の予防が NSFCAR で取り上げられた。公衆衛生省は、児童虐待と児童に対する暴力の予防について、1,600 名を上回る保健労働者に研修を行った。UNICEF とセーブ・ザ・チルドレンは、品行方正を奨励するための、体罰と児童に対する辱めに代わる方法に関するワークショップを実施して、学校での暴力を予防しようとする MOE の努力を支援した。政府も 2005 年と今年の両年にわたり、「児童に対する暴力に関する南アジア地域協議（South Asia Regional Consultation on Violence Against Children）」に参加した。

法定結婚年齢は女子で 16 歳、男子で 18 歳であった。国内外のオブザーバーは、女子の 60 パーセントが 16 歳になる前に結婚していると推定した。刑事訴訟法には、強制的結婚や未成年結婚を手配する者を罰するための明確な規定はない。結婚法の第 99 条は、未成年の結婚は後見人によって実施することができると述べている。男子と女子の双方について、法定結婚年齢を一律化するための措置がとられた。年末時点において、AIHRC および女性や児童の権利擁護団体は、男女双方について法定結婚年齢を 18 歳に変更する法案についての交渉を行っており、法案はまだ可決されていなかった。これより前の法案は法定結婚年齢を男子については 18 歳、女子については 17 歳としていた。国連と政府が 2005 年に出した数値によれば、結婚のほとんどは依然として 16 歳未満の女子の関わるもので、その多くが強制的なものであった。AIHRC が調査を実施した結果、6 歳から 7 歳の数多くの女兒が何十歳も年長の男性と強制的に結婚させられていた。政府は 6 月に労働・社会問題省（MOLSA）と殉教者・障害者省（MOMD）のもとに「早期強制結婚」に関する作業部会を設けた。またカルザイ大統領は、このような結婚はイスラム教の教えに反する不正な慣習であると数度にわたって公式声明を出した。

今年 AIHRC が児童に対する性的虐待に関する調査を実施した結果、女子の方が男子よりも弱い立場にあることが明らかになった。児童に対する性的虐待の被害者の 60 パーセントが女子であり、35 パーセントが男子であった（その他の被害者は、性別を明らかにしていなかった）。回答者の 18 パーセントが、別の児童が性的虐待を受けたのを知っていた。被害者の 5 パーセントは、従姉妹が性的虐待を受けたと答え、2.7 パーセントは従兄弟も性的虐待を受けたと応えた。虐待の行われた場所に関して歯は、被害者児童の 45.5 パーセントが

家で性的虐待を受けていた。路地や村での虐待（27 パーセント）、小売店主による店での虐待（10.8 パーセント）、山岳部（8.3 パーセント）、ホテル（2.7 パーセント）なども一般的であった。被害者の内、虐待を受けた後に助力を求めて所轄する当局に接触したのはわずか 29 パーセントで、その主な理由として、司法制度に対する信頼の欠如、訴えがもたらす結果に対する恐れ、家族の許可が得られなかったことなどが挙げられた。不服申し立てを行った被害者の内、結果に満足していたのは 35 パーセントでしかなかった。刑法第 427 条には、「女性との姦通または同性愛、または男性との同性愛を行う者は、状況によって長期の懲役刑を宣告される」と書かれている。第 247 条は、「被害者が 18 歳に達していない場合には」、懲役刑の長期化（最高 10 年間）を認めている。第 430 条はより明確に、「18 歳に達していない男子または女子に対して、職業として墮落行為に従事するよう教唆する、またはこのような従事を手助けする者は、3 年間以上の中期刑を宣告される」として、児童に対する性的搾取を犯罪としている。

年度中には児童の人身売買事件は記録されなかったが、ほとんどの専門家は、この慣習は蔓延しており、年度中も引き続いて問題であったと考えている（セクション 5、人身売買を参照）。

2003 年の大統領命令は 22 歳未満の青少年を軍隊に徴集することを禁止していたが、年央に法定徴集年齢が 18 歳に変更された。年度中には、18 歳未満の児童が身元記録を偽って、新たな雇用機会の大規模な源泉である国家治安部隊に参加したという未確認の報告があった。児童の強制的な徴兵が行われたという報告はなかった。UNICEF は、政府が全国的な出生登記簿と ID 制度を設けるのを支援する努力を行えば、この問題は大いに緩和されようと主張した。

2004 年以降、UNICEF の始めたプログラムのもとで、推定 8,000 名の元少年兵が召集を解除された。UNICEF は今年 8 つの州で、3,750 名を上回る復員元少年兵とそれ以外の戦争被害児童（その内 1,162 名は女子であった）に対する教育と技能訓練を支援した。2004 年以降、戦争の被害を受けた 12,090 余名の児童が 28 の州で、UNICEF の再統合プロジェクトを通じて支援を受けてきた。

児童労働は依然として問題であった（セクション 6.d.を参照）。UNICEF の推定によれば、小学校の学齢児童の 20 パーセントが何らかの形で労働していた。

孤児院における児童の生活条件は満足のいくものではなく、彼らは保健サービスを受けることや保養施設を利用すること、刺激を得ることができなかった。UNICEF と MOLSA が 2003 年に実施した調査によれば、8,000 名の児童が養護施設で暮らしていた。MOLSA は全国で 52 カ所の孤児院を運営していた。UNICEF は、現在孤児院で暮らしている 8,000 名の児童の 80 パーセント程度に、少なくとも片親はいると推定している。このため、NSFCAR はこういった児童のほとんどを孤児院から出してコミュニティを基盤とする擁護を行うという選択肢を促進することを強く主張しているが、ソーシャルワーカーや児童福祉サービスの既存の能力はきわめて貧弱なものであった。

人身売買

法律は人身売買を禁止していないが、人身売買業者は誘拐防止法を含めた他の法律に基づいて起訴することが可能である。2005 年の年末に AIHRC は政府と協力して、各政府機関が目指して努力すべき基準や目標を含めた国家行動計画の草案を作成した。これら目標の 1 つには、国連のブラックリストからアフガニスタンを外すことが含まれていた。アフガニスタンは人身売買の通過地点となっていた。人身売買された児童はほとんどの場合、商業的な性的搾取、強制的な物乞いのためやラクダ騎手となるためにパキスタン、イランおよび湾岸諸国に送られると考えられている。組織的な監視が足りなかったために、問題の規模を量的に評価することが妨げられた。利用できたごくわずかなデータは、国境を超える人身売買の支配的な形は、少年を主とする労働目的の人身売買であることを示唆していた。成人女性および少女の売買も続いた。商業的な性的搾取、強制的な物乞い、債務労働のための児童の国内的な人身売買が、依然として問題であった。麻薬の販売と密輸に関わっている児童の数については公式の推定値はなかったが、18 歳未満の複数の児童が、麻薬の密輸関連の告発を受けて逮捕された（セクション 6.d.を参照）。政府は人身売買を防止するためにほとんど何も行わなかったが、これは、政府の能力不足、腐敗した弱体な司法制度、劣悪な治安状況を主因とするものであった。MOI は、年度中に 231 件の人身売買事件を報告したが、これらに関連して 340 名が逮捕された。判決に関して利用できる統計はなかった。

借金のかたに少女を結婚させると約束する家庭があることが引き続いて報告された。特に南部や南東部から、児童が工場で労働するためにパキスタンに人身売買されたり、売春宿での商業的な性的搾取のために国内で人身売買されたという報告がいくつもあった。

2005 年の大統領命令は、殺人罪で有罪宣告を受けた児童の人身売買業者に対して死刑を義務付け、児童の人身売買業者に対しては長期の懲役刑を宣告することを定めている。人身売買業者に対する起訴の件数は増加し続けていると報じられており、政府は年度中に人身売買への注力を増したが、犯人に対する起訴は依然として一貫性を欠いたものであった。年末時点では、新たな人身売買防止法に関する作業が終了を待っていた。2005 年の 3 月から 12 月にかけて、AIHRC と UNICEF は 150 件を上回る児童人身売買の報告を受け、およそ 50 件の児童人身売買業者が逮捕されたことを報告した。AIHRC は児童の拉致事件について追跡調査を行い、人身売買に関する国際調査への支援作業を行った。MOI、MOLSA および MOFA には、人身売買問題を監視し、防止するためのユニットがある。これらの省庁ならびに MOJ、MOWA、MRA、難民省、財務省によって構成される、省庁間人身売買防止委員会がある。

一部の政府職員が人身売買に関与しており、特に国境警備隊が賄賂をとって、人身売買業者が犠牲者と共に国境を越えてイランやパキスタンに入国するのを認めたり、役人が人身売買業者に偽造の結婚許可証を出すのを認めたりしていると考えられていた。

人身売買の被害者、特に性的搾取のために人身売買の対象となった被害者は、特に故郷の村で社会的差別を受けた。アフガニスタンには、人身売買の被害者専用のシェルターがなく、成人である一部の被害者は売春に従事したかどで逮捕され、投獄された。

当局は 2005 年にサウジアラビア、パキスタン、ザンビア、アラブ首長国連邦とオマーンから 317 名の児童を帰国させた。MOLSA は UNICEF の援助を得て、この帰国を支援するための暫定センターを設け、AIHRC などのその他の機関は、児童と家族との再会や社会復帰を支援した。

障害者

法律は、国が障害者を援助し、憲法に基づく医療や財政的保護を含めてその権利を守ることとを義務づけている。政府は障害者が建物に出入りしやすいようにすることを義務づける措置をいっさいとらなかった。

MOMD のサンプル調査は、障害者人口が合計で 200 万名人であり、その 25 パーセントの障害は、同国の 25 年間にわたる紛争によって引き起こされたものであると推定した。国内の NGO は、民間基金による職業訓練を提供した。地域社会を基盤とする保健・社会復帰委員会がおよそ 10 万人にサービスの提供を続けたが、これら委員会の活動は 330 の県の内 60 県に限られたため、支援できたのは、少数の困窮者のみであった。MOMD は雇用機会、教育と医療へのアクセス、および障害者の移動力増大を生み出す政策戦略の調整と展開のために、国連開発計画の国内障害行動計画（NPAD）の枠内で作業を行ったが、年度中に、資金不足により NPAD の範囲が大幅に縮小されたことを報告した。MOMD のサービスが現在提供されているのは、34 の州の内、16 州に対してだけである。障害者団体は繰り返し、殉教者・障害者大臣の無為に抗議した。

アフガニスタン地雷監視報告書は、地雷の生存被害者やその他の障害者の社会復帰ニーズも満たされていないと述べた。援助を受けている障害者 1 人当たりで見ると、援助を受けていない障害者は 100 人を上回っていた。障害者事業が存在したのは、34 州の内 20 州だけであった。

メシュラノ・ジルガでは、大統領の任命する 34 議席の内、2 議席が障害者のために取り置かれていた。

国籍 / 人種的 / 民族的マイノリティ

年度中、ハズラ人およびその他のシーア派に対して社会的差別が行われているという主張が続いた。ハズラ人は、パシュトゥン人であるカルザイ大統領がパシュトゥン人を優遇し、マイノリティ、特にハズラ人を無視したと非難した。2004 年にヘラト州でタジク民族であ

る当時のイスマイル・カーン州知事がパシュトゥン人を差別し虐待したとパシュトゥン人が非難した件については、その後進展はなかった。遊牧民であるクチ族は、有権者登録に彼らの人口が十分に反映されていないことに懸念を表したが、政府と共同選挙管理委員会では彼らの懸念に対処するための努力を行った。

民族的マイノリティの直面している問題を解決するための試みが行われていくつかの分野では改善があったものの、いまなお、十分な根拠のある迫害の恐れがあったことを、UNHCRの最近の論文が報告した。司令官による土地の没収や不法占拠が、孤立した状況での強制退去の原因となった。いくつかの地域では、地方司令官と地元の実権派による差別が、時には不法な課税による金銭の強要、強制的な新兵募集、強制労働、肉体的な虐待と拘留といった形で、迫害と等しいものとなった。その他の差別の形は、教育へのアクセス、政治的な代弁、公務員としての雇用などに関するものであった。

また最近の UNHCR の報告書によれば、イスラム教シーア派の一派であるイスマイル派は、一般的には標的になったり深刻な差別の対象になったりはしなかったが、リスクにさらされ続けた。バグラン州の地方司令官たちはイスマイル派の土地を占拠して没収した上でそれを売却したため、イスマイル派は財産を取り戻すことができなかった。バグラン州裁判所その他の州当局は、土地関連の事件で正義を施行することを拒んだ。イスマイル派は、地方司令官から、不法な課税と強要とを受けた。Tala-wa-Barfak 県では、イスマイル派の女性の強姦事件が報告され、犯人は刑事罰を受けずに行動していた。

その他の社会的虐待と差別

法律は同性愛行為を犯罪としているが、この禁止は散発的に執行されただけであった。ただし UNHCR の最近の報告書は、同性愛者は一般に性的指向を隠していると述べていた。多くのオブザーバーは、同性愛に対する社会的な非難が、少年に対する強姦事件の蔓延する原因であると考えていた。年度中に、タリバンは性的快楽のために少年を徴用することを明確に禁止する新たな規則集を発表した。

セクション 6 労働者の権利

a. 結社の権利

法律は、労働者を保護するための大まかな規定を定めているが、その執行状態についてはほとんど知られていない。労働権は労働省以外では理解されておらず、労働者は自らの権利を認識していなかった。中央政府がこの権利を有効に執行する権限はなかった。カブールにおける最大の雇用者は、最低限しか機能していない省庁と国内外の NGO であった。労働法は、相互の職業的な利益を追求する組織化と結社の結成を認めてはいる。

b. 団結権と団体交渉権

25 年にわたる戦争、占領と内紛の結果、産業基盤はタリバンが 2001 年に倒れた時までに拭い去られており、労働組合が社会的に果す役割は、経済と共に壊滅していた。半分だけが活動していた組合は、全国アフガニスタン人被雇用者組合中央評議会 (Central Council National Union Afghanistan Employees) (CCNUAE) 1 つだけであった。この組合はソビエト時代の組織で、タリバンの崩壊後に政府から正式に切り離された。CCNUAE は、組合員は公務員と国有企業の従業員 20 万名であると報告している。実際問題としてこの組合員数は、現実というよりは理論的なものであり、ほとんどの公務員は自らが CCNUAE に加盟しているとは考えておらず、CCNUAE によれば組合費を支払っているのは 40 パーセントに満たないという。この組合は概ね、不動産その他の投資からの利益によって生き延びていた。政府は介入することなく、CCNUAE の活動を認めた。アフガニスタンには、本物の労使交渉はなく、法律はスト権について定めていなかった。労働裁判所や労働争議を解決するためのその他のメカニズムは知られていなかった。賃金は市場の力によって決定された、あるいは公務員の場合には政府によって命令された。

輸出加工区は存在しなかった。

c. 強制労働の禁止

法律は、児童によるものを含めて強制労働を禁止しているが、こうした慣習が行われているという報告があった (セクション 5、児童を参照)。もめ事を解決するために女性が他の家庭に働き手として与えられているという報告があった。

d. 児童労働の禁止と最低雇用年齢

法律は、標準的な法定労働年齢が 15 歳であることを認識しているが、1 週間の労働時間が 35 時間でしかないことを条件として、13 歳および 14 歳が徒弟として労働することについての規定がある。13 歳未満の児童は、いかなる状況のもとでも労働してはならない。ただし国内のどの地域においても、当局が児童の雇用に関する法律を執行していたという証拠はない。UNICEF は 2005 年に、14 歳未満の児童労働者が国内に 100 万人いると推定されると報告し、初等学校の学齢児童の少なくとも 20 パーセントが何らかの形の労働を行っているとは推定した。今年発表された AIHRC のある報告書では、児童労働者のほとんどが露天商（13 パーセント）または小売店主（21 パーセント）として働いていると推定していた。その他の一般的な労働形態は工場の手伝い、鍛冶屋、農業、自動車修理工や仕立屋などであった。都市部では児童労働者の過半数が古紙やくず鉄の回収、薪拾い、靴磨き、物乞いなどに携わっていた。こうした商売のいくつかは、児童を地雷の危険にさらすものであった。児童労働者の 86 パーセントが少年であり、14 パーセントが少女であった。

統計は存在しないが、18 歳未満の児童が麻薬の密輸関連で告発されて逮捕されている。AIHRC は、カブールにはおよそ 6 万人の児童労働者がおり、その大多数が他の州からカブールに移動してきたと報告した。その多くが、児童を性的搾取や強制労働の対象とする無法な雇用主のもとで働いていた。UNHCR は、多くの児童がカブール、ジャララバードやマザリシャリフの路上で働いており、その数は増えつつあると報じている。児童労働力は 8-14 歳の少年が圧倒的に多く、それより数は少ないが 8-10 歳の少女も働いている。

UNHCR の報告によれば、児童労働者の大多数は家内労働に従事している。MOLSA の職員は、政府が児童労働の問題に取り組む作業を行っているとは報告している。NSFARC は児童労働に取り組み、家族の分断と児童に対する搾取を防ぐために、弱い立場にある家庭のために多様なサービスを設けることを要求した。普遍的基礎教育を推進する MOE の努力も、搾取的な児童労働の防止に貢献した。

e. 容認可能な労働条件

法定最低賃金や 1 週あたりの最長労働時間、または安全な労働慣行の執行に関する情報は存在しなかった。多くの雇用主は、祈りのためや宗教上の祭日を祝うための休みは与えた。最低賃金は、昼食代と交通費を含めて 1 ヶ月あたり 5,000 アフガニー（約 100 ドル）であ

った。法律は労働者に対して賃金、国の祝祭日以外の年次休暇、執務中に受けた負傷に対する健康補償、残業代、従業員と肉親に対する健康保険、公式の出張に対する日当、毎日の交通費、食事手当、夜勤の差額、退職の権利、正式の職務を遂行中に死亡した場合の葬儀費用に対する補償を受け取る権利を与えている。労働権法の第 30 条は、標準的な労働時間を 1 週あたり 40 時間、1 日 8 時間、昼食と正午の祈りの時間を 1 時間と定めている。青少年、妊娠中の女性、授乳中の母親、未成年および労働者に健康上のリスクを与えるその他の職業については、標準労働時間を短縮することが定められている。これらの法律の執行メカニズムは依然として弱体で、市民は一般に、法律に基づく労働権の範囲がどこまでかを認識していなかった。